

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託

要求水準書 (処理場編)

令和8年5月
大分市上下水道局

この要求水準書は、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託」の対象業務のうち、「宮崎水資源再生センター包括維持管理業務」に適用する。

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (趣旨)	1
第3条 (業務の履行).....	1
第4条 (法令等の適用)	1
第5条 (業務対象施設及び業務内容)	1
第6条 (業務実施体制及び業務管理)	2
第7条 (契約履行状況の確認)	2
第8条 (施設の自主管理).....	2
第9条 (従事者の服装等).....	2
第10条 (保険への加入)	2
第11条 (事故の防止).....	2
第12条 (公共施設としての役割)	3
第13条 (委託期間及び運営期間).....	3
第2章 業務内容	4
第14条 (業務対象施設)	4
第15条 (業務内容)	4
第3章 業務実施体制等	6
第16条 (組織体制)	6
第17条 (法定資格者等の選任)	6
第18条 (災害時及び緊急時の体制)	6
第19条 (労務管理)	6
第20条 (労働安全衛生)	6
第21条 (就業の制限).....	7
第22条 (教育及び訓練)	7
第23条 (委託業務の引継ぎ)	7
第24条 (備付書類等)	7
第4章 業務実施要領	9
第25条 (運営業務要領)	9

第26条 (運転操作要領)	10
第27条 (監視業務要領)	10
第28条 (水質分析業務要領)	11
第29条 (臭気測定業務要領)	11
第30条 (施設・物品管理業務要領)	12
第31条 (保守点検業務要領)	12
第32条 (修繕等業務要領)	13
第33条 (エネルギー管理業務要領)	13
第34条 (処理場等の施設機能確認要領)	14
第35条 (し渣の処理要領)	14
第36条 (沈砂及び汚泥の処理要領)	14
第37条 (廃棄物の処理要領)	14
第38条 (暫定処理施設の汚泥受入業務要領)	15
第39条 (施設の清掃業務要領)	15
第40条 (緑地管理等業務要領)	16
第41条 (住民への対応)	16
第42条 (下水道ストックマネジメント計画策定への協力)	16
第43条 (臨時作業への協力)	16
第5章 業務書類等	18
第44条 (業務書類等)	18
第6章 受託者の責任等	20
第45条 (受託者の責任)	20
第46条 (目標とする性能基準)	20
第47条 (遵守すべき性能基準)	20
第48条 (関係機関等との協定事項)	21
第49条 (性能未達成の定義)	21
第50条 (性能未達成時の取扱い)	21
第51条 (受託者の責任の免除)	22
第7章 費用分担等	24
第52条 (保全工事を実施した場合)	24
第53条 (委託者が支給する物品等)	25
第54条 (受託者が負担する経費等)	25

第55条（委託者が負担する経費等）	26
第56条（対外的補償が求められた場合）	26
第57条（施設等が損傷を受けた場合）	27
第8章 契約の履行	28
第58条（契約履行監視）	28
第59条（業務委託料支払時の業務検査）	28
第60条（業務委託料の支払）	28
第61条（契約業務終了時の業務検査）	28
第62条（施設機能確認）	28
第63条（契約の解除）	29
第9章 契約の変更	30
第64条（業務委託料の変更）	30
第65条（基準等が変更された場合）	30
第66条（著しく賃金又は物価が変動した場合）	30
第67条（処理場等の施設又は設備が変更された場合）	31
第68条（業務範囲が変更された場合）	32
第10章 雑則	33
第69条（受託者による効率化方策の提案）	33
第70条（受託者による投資の提案）	33
第71条（増設時及び改築時の取扱い）	33
第72条（委託者が実施する補修工事の取扱い）	33
第73条（施設の改善要求）	33
第74条（個人情報の保護）	34
第75条（瑕疵担保）	34
第76条（契約上の地位の譲渡等）	34
第77条（暴力団関係者等による不当介入の排除対策）	34
第78条（仕様書の内容の変更）	35
第79条（疑義が生じた場合）	35
第11章 特記事項	

第1章 総則

(目的)

第1条 宮崎水資源再生センター包括維持管理業務(以下、本要求水準書において「本業務」という。)は、本要求水準書の定める範囲内において、本要求水準書に定める性能を担保することを条件とし、本委託業務を受託する者(以下「受託者」という。)が自由な発想の下、自らの裁量で処理場及びポンプ場等の運営・管理業務を安全かつ効率的に実施することにより、本業務の運営・管理業務の一層の向上を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本要求水準書は、大分市上下水道局(以下「委託者」という。)が設置し、所有し、又は占有する水資源再生センター、ポンプ場及びマンホールポンプ施設等(以下「処理場等」という。)の機能を十分発揮し、適正な管理を図るため、処理場等の運営・管理業務(以下「業務」という。)の委託に係る仕様を定めるものである。なお、本業務の対象施設を第14条に示す。

(業務の履行)

第3条 受託者は、処理場等の機能が十全に発揮でき、かつ、所定の能力が保持できるよう契約図書等に基づき、適正かつ誠実に業務を履行しなければならない。

2 委託者は、受託者の業務が不適正又は不誠実と認めた場合は、改善を要求することができる。

3 委託者は、前項の改善が認められない場合は、約款に基づき契約の解除をすることができる。この場合、第63条の規定によるものとする。

4 委託者は、受託者の不適正又は不誠実な業務により損害を受けた場合は、その額又は相当額を受託者に請求できるものとする。

5 委託者は、受託者が虚偽の報告をしたと認めた場合は、改善を要求することができる。

6 委託者は、前項の報告が悪質と認めた場合は、既に支払いをした業務委託料の全部を返還請求できるものとする。

(法令等の適用)

第4条 受託者は、業務の実施に関連する法令、条例等の趣旨を十分理解し、及び遵守するとともに、新たな法令改正、関連通達等についても常に留意の上、これを遵守しなければならない。

(業務対象施設及び業務内容)

第5条 業務の対象施設及び業務内容は、第2章に定める。

(業務実施体制及び業務管理)

第6条 業務の実施体制及び業務管理は、第3章に定める。

(契約履行状況の確認)

第7条 委託者は、受託者の契約履行状況を適宜確認しなければならない。

2 委託者は、受託者の契約履行状況の確認に伴う機能確認業務等を第三者機関に委ねることができる。この場合は、その名称及び権限を受託者に通知するものとする。

(施設の自主管理)

第8条 受託者は、自らの責任において施設を使用し、及び管理することができるが、使用方法、管理方法については、事前に委託者に届出をし、その承諾を得なければならない。

2 受託者は、処理場等の施設及び事務室等を改造してはならない。ただし、業務上、改造が必要な場合であって、事前に委託者に届出をし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。この場合において、委託期間終了時の原状回復については、委託者及び受託者双方が協議して定める。

3 施設の使用期間中、受託者の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、受託者の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、当該原状回復方法については、事前に委託者の承諾を得なければならない。

(従事者の服装等)

第9条 受託者は、業務の従事者(以下「従事者」という。)に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の職員であることを明示する名札等を着用させなければならない。

(保険への加入)

第10条 受託者は、次に掲げる保険に加入しなければならない。

- (1) 労働者災害補償保険
- (2) 損害賠償責任保険
- (3) その他業務の履行に必要な保険

2 受託者は、前項の保険の加入証明書、証書の写し等を業務の開始時に委託者に提出しなければならない。

(事故の防止)

第11条 受託者は、労働災害、公衆災害、処理場等の火災その他の事故・災害を未然に防止しなければならない。

2 受託者は、常に処理場等の整理・整頓をし、安全設備を設ける等、事故・災害を未然に防止するとともに、安全管理、防火管理等の体制を確立し、従事者の教育、訓練を実施するものとする。

3 受託者は、各種作業に先立って事前調査を十分行い、安全に関する計画及び作業計画を

立てて、その内容を従事者に周知徹底させるものとする。

- 4 前項の作業に当たり、従事者は、計画通りに実施するとともに、常に確認を行い、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずるものとする。
- 5 受託者は、事故・災害が物損事故、人身事故、大小に関わらず、速やかに事故報告書(第一報及び詳細)を提出するものとする。また、国土交通省に報告を要する場合は、委託者の指示に従い別途報告書を作成し提出するものとする。
- 6 受託者は、万が一、事故・災害が発生した場合は、負傷者の救護措置、救急車手配及び二次災害防止措置を講じた上で、委託者へ電話等により第一報を入れた後、事故報告書(第一報)を提出するものとする。
- 7 受託者は、事故・災害が発生し、周辺住民及び第三者等に影響を及ぼす恐れがある場合、関係者へ速やかに連絡するものとし、万が一、被害が発生した場合は、委託者と協力して被害の拡大を防止するとともに、その後の対応にあたらなければならない。
- 8 受託者は、第6項において、死亡事故及び重大事故の場合、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報するものとする。
- 9 受託者は、事故・災害による死傷者の医師による診断が行われた場合並びに警察署又は労働基準監督署から事故・災害に対する見解が示された場合は、事故報告書(詳細)に次のものを添えて委託者に提出するものとする。
 - (1) 事故・災害の発生場所の位置図
 - (2) 事故・災害の発生場所の写真
 - (3) 事故・災害の状況図
 - (4) 事故・災害再発防止対策会議報告書
 - (5) 診断書(医師による診断が行われた場合)
 - (6) その他必要なもの(傷病の治癒の時点が確認できる書類等)
- 10 受託者は、労働者傷病報告を労働基準監督署に提出するとともに、被災労働者が労働災害の療養補償給付、休業補償給付等の請求を行った場合及び当該給付の支給が確認された場合は、その旨を委託者に報告するものとする。

(公共施設としての役割)

第12条 受託者は、処理場等が、公衆衛生の維持向上及び公共水域等の水質保全、雨水対策及び地球環境保全への貢献など、下水道事業において担っている役割を十分理解し、周辺住民との調和を図り、公共施設としての信用を失墜させることのないよう管理し、安全かつ良質な公共サービスを適正かつ確実に実施しなければならない。

(委託期間及び運営期間)

第13条 業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

2 運営期間は、委託期間の初日0時00分から最終日24時00分までとする。

3 運営期間中に用いる時刻は、日本標準時とする。

第2章 業務内容

(業務対象施設)

第14条 業務の対象となる施設は、第11章に定めるとおりとする。

(業務内容)

第15条 業務の主な内容は、処理場等における運営、運転操作、監視、水質分析、臭気測定、施設・物品管理、保守点検、修繕等の各業務及びその業務履歴の記録とする。ただし、受託者は、処理場等の適正な管理を目的として、次に掲げる業務以外の業務を行うことができる。

2 運營業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理(マネジメント)
- (2) 本要求水準書に定められた性能の担保
- (3) 処理場等の施設、設備及び機器の機能保持
- (4) ユーティリティ費、流入水量及び水質の変動、災害、事故等に対するリスク管理
- (5) 従事者の労務及び安全の管理、教育及び訓練
- (6) 委託者、関係機関、住民等との連絡調整、協議等
- (7) 処理場等のイメージアップ

3 運転操作業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処理場等の各種設備及び機器の運転操作及び制御
- (2) 処理場等の各種設備及び機器の調整及び整備

4 監視業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処理場等の運転状況の24時間監視及び記録

5 水質分析業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運転管理上必要となる定期的な水質分析及び汚泥性状分析
- (2) 異常時における水質分析及び汚泥性状分析
- (3) 分析結果の記録及び報告

6 臭気測定業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運転管理上必要となる臭気測定
- (2) 異常時における臭気測定
- (3) 測定結果の記録及び報告

7 施設・物品管理業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務遂行に必要な電力、水、ガス、電話、燃料、消耗品(活性炭を含む。)、薬剤、油脂類、分析機具、分析用薬品等の調達及び管理
- (2) 処理場等の施設内及び場内の照明器具等部品の調達、交換及び管理
- (3) 処理場等の施設及び設備の塗装用塗料、内外装品等の調達等及びこれらの管理
- (4) 納入物品の記録及び報告
- (5) 処理場等の清掃作業

- (6) 処理場等の用地内の除草・草刈及び緑地管理
 - (7) 処理場等施設の点検及び予防保全
 - (8) 処理場等施設の開錠及び施錠の確認
 - (9) 処理場等敷地内、特に境界付近の巡視及び点検
- 8 保守点検業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 処理場等の施設、設備及び機器の定期的な巡視及び巡回
 - (2) 処理場等の施設、設備及び機器の日常点検及び定期点検
 - (3) 処理場等の設備及び機器の定期自主検査
 - (4) 処理場等の設備及び機器の分解点検に伴う消耗品の交換
 - (5) 処理場等の水道及び排水設備の点検及び保守
 - (6) 処理場等の監視制御設備、情報処理設備及び計装設備の点検及び保守
(データ・ソフトウェア類の損失防止対策を含む。)
 - (7) 処理場等の計量・測定器の精度管理(校正を含む。)
- 9 修繕等業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 処理場等の施設、設備及び機器の修理、塗装又は部分的な取替え
 - (2) 委託者が支給する部品で、受託者において可能なものの取替え
- 10 その他の業務の主たるものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 契約時及び契約終了時における処理場等の機能確認
 - (2) 処理場等から発生するし渣の運搬及び処分
 - (3) 処理場等から発生する沈砂又は汚泥の運搬及び処分の準備
 - (4) 処理場等から発生する廃棄物の処理(委託者業務分を除く。)
 - (5) 清掃作業に伴う廃液処理
 - (6) 除草等に伴う刈草・落葉、剪定枝等の運搬及び処分
 - (7) 住民への対応
 - (8) 非常時及び臨時作業への協力
 - (9) 見学者への対応及び安全管理。ただし、処理場等の見学場所については、委託者の指示によるものとする。
 - (10) 委託者主催の各種イベントへの協力及び安全管理。ただし、イベント開催場所となる処理場等は、委託者の指示によるものとする。
 - (11) 図書類の整理
 - (12) その他処理場等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

第3章 業務実施体制等

(組織体制)

第16条 受託者は、良識的な判断の下、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

2 受託者は、従事者のうちから業務を総括し、他の従事者を指揮監督する「業務監理責任者」を専任し、「電気保安業務管理責任者」等を選任しなければならない。

3 受託者は、業務監理責任者及び従事者の氏名、職務分担を記載した業務実施体制図を契約後速やかに委託者に届け出なければならない。

4 業務に係る委託者の体制については、契約後速やかに受託者に通知するものとする。

(法定資格者等の選任)

第17条 受託者は、業務を遂行するに当たって、第11章に規定する資格者一覧表に基づく法定資格者を従事者のうちから選任しなければならない。

2 法定資格者の兼任は、委託者に届け出て、その承諾を得なければならない。

3 選任された法定資格者は、委託者と協議し、関係法令に基づき法定資格者として届け出なければならない。

(災害時及び緊急時の体制)

第18条 受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合、異常水質の下水流入時等、他へ影響を及ぼす可能性がある緊急時は、迅速に委託者に連絡するとともに、適切な緊急措置を講じ、災害及び被害を未然に防止するよう努めなければならない。

3 委託者は、災害時及び緊急時における連絡体制を受託者に通知するものとする。

4 災害時あるいは緊急時においては、受託者は、第14条に規定する対象施設以外の処理場等の管理を受託する者と相互に協力するものとする。

(労務管理)

第19条 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法及びこれらに関連する諸法令等を遵守して従事者を就業させるとともに、従事者の労務管理を適正に行わなければならない。

(労働安全衛生)

第20条 受託者は、安全衛生管理を徹底して行い、事故の防止に努めるとともに、従事者に労働安全衛生の教育を施し、労働災害の発生のないよう努めなければならない。

(就業の制限)

第21条 処理場等の運営上、資格又は技能が必要な作業は、資格又は技能を有する者が行わなければならない。

2 労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いに当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

3 酸素欠乏・硫化水素危険作業、ボイラー取扱作業、危険物取扱作業、特定化学物質等作業その他主任者の必要な作業に当たっては、有資格者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。

(教育及び訓練)

第22条 受託者は、従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

2 受託者は、従事者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

(委託業務の引継ぎ)

第23条 受託者は、業務開始後可能な限り速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継ぎ事項(以下「引継文書」という。)を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継文書を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

2 委託者は、いつでも、本件施設において引継文書を閲覧し、また、受託者に対し引継文書の内容について説明を求めることができる。

3 受託者は、必要に応じて、引継文書の内容を変更するものとする。受託者は、引継文書の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継文書を変更した旨を通知するものとする。

4 契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、技術指導が必要と認められる期間、受託者から後任受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。この場合、受託者は、後任受託者の業務に支障をきたさないよう、引継文書の引継ぎとともに技術指導を行うものとする。

5 技術指導が必要と認められる期間は、契約締結後から契約履行開始日前日まで、又は委託者、受託者及び後任受託者が協議により決定した日までとする。

6 技術指導に要する費用については、受託者及び後任受託者間で負担するものとする。

(備付書類等)

第24条 受託者は、次の書類又はその写しを業務遂行場所に備え付け、常に整理保管しておかななければならない。また、受託者が作成又は入手したものであっても、処理場等の適正な運転に必要な記録及び資料は、すべて委託者に帰属するものとする。

(1) 業務契約関係書類

(2) 従事者名簿

- (3) 出勤簿
- (4) 物品等借受台帳
- (5) 委託者に提出した書類
- (6) 関係法令等により義務付けられた書類
- (7) マニフェスト
- (8) 処理場等の運転管理記録
- (9) 契約業務終了後又は契約解除後に、即時、処理場等の適正な運転をするための全資料
- (10) その他必要と認められるもの

第4章 業務実施要領

(運營業務要領)

第25条 受託者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先としつつ処理場等の運営を効率的かつ効果的に行うとともに、次に掲げる事項に留意して業務を遂行するものとする。

- (1) 運転管理業務計画、点検計画、調査計画、保全計画(以下「施設保全計画等」という。)及び各種業務計画を適正に策定し、委託者の承諾を得るものとする。
- (2) 調査計画及び保全計画は、受託者の業務範囲に限らず、処理場等を適正に維持又は管理するための予防処置及び保守に係る業務を常に当該年度を含み3か年度以上先まで想定し、受託者から委託者に対する提案を含めて施設、設備又は機器ごとに策定するものとする。
- (3) 調査計画及び保全計画は、毎年度9月末までに事後評価し、必要に応じて見直し更新するものとする。
- (4) 受託者は、調査計画及び保全計画を基に、委託者及び受託者の両方で協議をした上で、年間業務計画のうち施設、設備又は機器の保守に係る計画を策定するものとする。また、受託者は、年間業務計画を基に、月間業務計画を策定し、月間業務計画を基に、具体的な業務実施計画を策定するものとする。
- (5) 受託者は、突発的に業務の実施が必要となった場合は、その内容に応じて前項の各計画に含めるものとする。
- (6) 運転管理業務計画、施設保全計画等及び各種業務計画に変更の必要が生じた場合は、変更計画について委託者の承諾を得るものとする。
- (7) 監視、保守点検及び水質分析業務から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を担保するよう運転操作を行うものとする。
- (8) 善良な修繕等業務を行い、適正な施設及び物品管理業務を行うことにより処理場等の適切な維持に努めるものとする。
- (9) 従業員のスキルアップを図り、ノウハウを十分発揮し、業務の効率化及び維持管理費の縮減に努めるものとする。なお、費用の縮減を図る場合、機能を低下させてはならない。
- (10) 業務監理責任者は、常に処理場等の状況を把握し、問題がある場合は、速やかにその解消を図るものとする。
- (11) 処理場等の適切な運営を計るため、あらゆる条件下での未然防止対策及び事後対策等を想定し、リスク管理に万全を期すものとする。
- (12) 処理場等の社会的な位置付けを十分理解し、イメージアップを図るものとする。
- (13) 処理場等の施設管理、安全管理、水質管理、運転操作、エネルギー管理、イメージアップ等について、常に創意工夫をし、効率的な運営に努めるものとする。

(運転操作要領)

第26条 受託者は、処理場等の性能が発揮でき、かつ、施設及び設備の過度な劣化が生じないように適正な運転操作を行うものとする。

2 受託者は、各機器が正常に動作するように努め、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 施設又は設備の劣化及び腐食の防止
- (2) 設備の消耗品(活性炭を含む。)の交換及び調整
- (3) 各機器等のオイル交換及びグリースアップ
- (4) 各機器等のフィルターの清掃及び交換
- (5) 制御又は監視に関する設備及び機器の点検及び調整
- (6) 各池及び槽の流入量の調整

3 受託者は、施設及び設備の構造、機能、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常の業務に従事するとともに、故障時及び事故時においても適切に処置を行うものとする。

4 受託者は、処理場等の連続操作業務を交代で行う場合、従事者に十分な引継ぎをさせ、前項の内容を周知徹底するものとする。

5 受託者は、大雨や豪雨が予想されるときは、自主的に情報収集するとともに、資機材や配置運転員等、事前に体制を整え、処理場等の能力を超える事態に備えるものとする。

6 受託者は、ポンプ場(雨水)の運転をする場合は、複数人で行うものとし、現地での運転を原則とする。

7 受託者は、ポンプ場(雨水)の実負荷運転をする場合は、事前にポンプ場周辺の安全確認を行うものとする。特に水路又は河川等の流入口及び吐出口は十分に確認を行い、異物がある場合は除去するものとする。

8 受託者は、大雨や豪雨が予想されるときは、前項の安全確認を行い、性能を十全に発揮させるため、事前にポンプ場(雨水)に待機し、非常時に備えるものとする。

9 受託者は、ポンプ場(雨水)及び排水先河川ごとに定められた操作要領に基づいてポンプ場(雨水)及びゲート等の操作を行い、次の事項を記録するものとする。

- (1) ポンプ場等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) ポンプ場等を操作したポンプ及びゲートの名称及び操作順序
- (4) 気象・水象・事故その他やむを得ない事情があり、当該操作要領に定める方法以外の方法により操作を行った場合の理由
- (5) ポンプ場等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められる場合に要する委託者又は関係機関への事前通知の状況
- (6) その他参考となる事項

(監視業務要領)

第27条 受託者は、処理場等の巡視及び巡回は、定期的に行うものとし、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるものとする。

2 受託者は、処理場等を監視し、処理場等の状況及び機器の状態を常に把握するものとする。

また、処理場等の連続監視業務を交代で行う場合は、従事者に十分な引継ぎをさせ、その内容を周知徹底するものとする。

- 3 受託者は、処理場等を監視し、処理場等に与える悪影響を未然に防止するよう努めるものとする。
- 4 巡視及び巡回は、第14条に規定する施設を対象に実施するものとする。
- 5 受託者は、巡視及び巡回点検に当たって、機器の状況に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示等に注意することとする。
- 6 受託者は、監視中に異常を発見した場合、速やかに適正な措置を講ずるとともに、委託者へ報告するものとする。

(水質分析業務要領)

第28条 受託者は、水質分析に当たって、水質汚濁防止法、下水道法及び第11章の水質試験・汚泥性状試験一覧表に規定された項目について測定及び分析を行い、その結果を記録し、委託者に報告するものとする。

- 2 受託者は、運転管理上必要な場合、同表に示されたもの以外についても、自主的に水質分析等を行い、運転操作に反映させるものとする。
- 3 受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めに従うものとする。
- 4 分析において発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分し、その処分方法、処分先等が明示された報告書を提出するものとする。
- 5 受託者は、常に分析室、器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めるものとする。
- 6 受託者は、分析に使用する薬品類には毒劇物に該当するものがあるため、その取扱いに十分注意し、安全を期するとともに、特に薬品の台帳等による在庫管理、薬品庫の厳重な施錠等により、盗難等を防止するものとする。

(臭気測定業務要領)

第29条 受託者は、臭気測定に当たって、大気汚染防止法、悪臭防止法及び第11章の臭気試験一覧表に規定された項目について測定を行い、その結果を記録し、委託者に報告するものとする。

- 2 受託者は、運転管理又は施設、設備を保護する上で必要な場合、同表に示されたもの以外についても、自主的に臭気測定を行い、運転操作並びに保守点検に反映させるものとする。
- 3 受託者は、臭気の発生箇所及び濃度を常に把握し、臭気の抑制に努めるものとする。また、許容値を超える臭気を施設外又は設備外へ漏洩させてはならない。
- 4 受託者は、臭気による構造物及び機器の腐食を防止しなければならない。
- 5 受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めに従うものとする。
- 6 受託者は、使用済の測定器具を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分し、その処分方法、処分先等が明示された報告書を提出するものとする。

(施設・物品管理業務要領)

- 第30条 受託者は、環境及び水質に悪影響を与えず、設備、機器等の劣化進行をさせない適切な品質及び規格の物品を調達するものとする。
- 2 受託者は、対象施設の劣化が過度に進行しないように管理するものとする。
 - 3 受託者は、常に物品の在庫を把握するとともに的確に発注を行い、在庫不足による設備機器運転等に影響を与えないように心掛けるものとする。
 - 4 各機器のオイル交換時に使用するオイルについては、基本的に各機器の取扱説明書等によるものとする。
 - 5 受託者は、物品の調達量、調達先等について記録し、委託者が求めた場合は、直ちに提出するものとする。
 - 6 受託者は、光熱水費について、料金支払明細書を保管し、その写しを委託者に提出するものとする。
 - 7 受託者は、処理場等の用地内、施設内及びその周辺を常に整理し、美観、衛生を保つ等適正な管理を行うものとする。

(保守点検業務要領)

- 第31条 受託者は、処理場等の性能及び機能を確保するため必要な目視、触感、確認、測定、調整、分解清掃及び記録を行うものとする。
- 2 保守点検は、建屋、槽(池)等の構造物、設備及び機器について日常的、定期的に行うものとする。
 - 3 保守点検は、「(社)日本下水道協会 下水道維持管理指針」、「(社)日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領 下水道施設機械・電気設備保守点検基準」、「(社)河川ポンプ施設技術協会 揚排水機場設備点検・整備指針(案)」等に準じ、その他委託者と受託者との協議事項によるものとする。また、機器においては、各機器の「取扱説明書」を基準とし、水道設備においては、「小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱」及び「簡易専用水道の維持管理指導要綱」、建築物においては、「(財)建築保全センター 管理者のための建築物保全の手引」によるものとする。
 - 4 点検業務の標準となる処理場等の一般的な機器の点検項目及び点検期間は第11章に示すとおりとし、同章に記載のない機器等についてもこれに準じるものとする。なお、適正な保守のため、具体的な施設、設備又は機器ごとの点検項目及び点検期間は、処理場等の状況に応じ、委託者及び受託者の間の取り決め、受託者のノウハウ、各機器の取扱説明書、機器製造者推奨の整備要領等を基に受託者の裁量により決定し、点検計画に位置付けるものとする。
 - 5 受託者は、本要求水準書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って点検業務に当たるものとする。
 - 6 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し、故障時及び事故時においても迅速かつ適切に対処するものとする。
 - 7 受託者は、前項に規定する事項を達成するため、業務に必要な機器の取扱説明書、施設の

図面等を常に整理しなければならない。

- 8 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うものとする。
- 9 受託者は、処理場等の常時使用しない槽(池)等についても適切に養生をし、常に使用可能な状態に保つものとする。また、機器についても同様とする。
- 10 保守業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
- 11 受託者は、異常を発見した場合、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、委託者に報告するものとする。ただし、その異常が処理場等の運転に支障をきたすものである場合は、直ちに委託者に報告し、適切に対処した後、対処方法及びその結果を委託者に報告するものとする。
- 12 大雨や豪雨が発生しやすい時期において、受託者は、ポンプ場(雨水)の性能を十全に発揮させるため、体制を整えるとともに点検を十分行い非常時に備えるものとする。
- 13 現場で修理できないものについては、委託者と協議してその対応を決定するものとする。

(修繕等業務要領)

第32条 受託者は、処理場等の機能が正常に発揮できるよう必要に応じ適切に次に掲げる修繕及び補修を行うものとする。

- (1) 第31条に規定する保守点検で交換等の処置が必要となった箇所の修繕又は補修(委託者が行うものを除く。)
 - (2) 受託者において、必要な物品が保有または即時調達可能な修繕
 - (3) 受託者が作成する保全計画に基づく補修のうち、委託者との協議によるもの
 - (4) 前号までに掲げるもの以外で委託者との協議による修繕又は補修
- 2 受託者は、同一若しくは同類の機器又は部品を複数個所に渡って修繕する必要がある場合は、受託者が計画的に調達又は取替えを行うものとする。
 - 3 受託者が行った修繕等により納入された機器及び物品等で、処理場等の機能上必要なものは委託者に帰属するものとする。
 - 4 修繕等に使用する機器及び部品等は、仕様変更による性能低下とならないものとする。
 - 5 修繕等業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
 - 6 受託者において、修理不可能な補修(以下「補修工事」という。)が必要となる場合は、速やかに委託者に報告し、協議するものとする。
 - 7 前項の報告書には、その施設又は設備の現状、故障原因を的確に把握し、図面、写真、その他の資料を用いた分かりやすい説明書、適正な維持管理(保守点検、修繕・補修等の記録)を実施した証、運転履歴、修理案、見積書(概算)等を添付するものとする。

(エネルギー管理業務要領)

第33条 受託者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、エネルギーを使用する設備の監視及び運転方法の改善等を実施し、定期報告書、中期報告書を作成するものとする。

(処理場等の施設機能確認要領)

第34条 受託者は、委託者の指示の下、処理場等の施設及び設備の機能確認を実施し、その状態が把握できる現況施設等台帳を作成の上、委託者に契約締結後、契約終了時及び委託者の指示のあったときに施設機能確認報告書として提出するものとする。

2 施設機能確認報告書の提出は、契約締結後1月以内、契約完了前2週間以内及び委託者の指示のあった日から1月以内とする。

3 契約締結後及び契約終了時に提出する施設機能確認報告書に相違がある場合は、その経緯や理由等が明確に説明できる資料を契約終了時の施設機能確認報告書に添付するものとする。

(し渣の処理要領)

第35条 受託者は、処理場等から発生するし渣を適正に運搬し、処分するものとする。

2 受託者は、し渣を一般廃棄物として処理する際は、汚泥が混入しないように十分洗浄した後、搬出するものとする。

3 受託者は、し渣の処分量、運搬方法、運搬距離、処分場所を委託者に報告するものとする。

4 受託者は、搬出作業に当たっては、周辺に悪影響を与えてはならない。

5 受託者は、運搬に当たっては、運搬経路の道路事情、交通事情及び周辺環境を考慮し、周辺に悪影響を与えてはならない。

(沈砂及び汚泥の処理要領)

第36条 受託者は、委託者が処理場等から発生する沈砂又は汚泥を処理する際、適正に処理できるように前もって準備をするものとする。

2 受託者は、搬出作業に協力をするとともに、立会いをし、処理量の確認をするものとする。

3 受託者は、搬出作業に当たっては、周辺に悪影響を与えてはならない。

4 受託者は、委託者が沈砂を一般廃棄物として処理する際、汚泥が混入しないように前もって十分洗浄し、搬出の準備をするものとする。

(廃棄物の処理要領)

第37条 業務遂行により発生する廃棄物の処理は、次のとおり行うものとする。

(1) 受託者は、廃棄物を適正に処理するものとする。産業廃棄物の場合は、マニフェストを発行するものとする。

(2) 委託者が処理する廃棄物については、別途、委託者が契約する専門業者への引渡しまでとし、マニフェストを発行するものとする。この場合において、車両への積込等搬出作業は、相手方に協力して行うものとする。

(3) 受託者は、廃棄物の引渡し時において、立会いをし、処理量の確認をするものとする。

(4) 受託者は、発行をしたマニフェストを処理場に保管するものとする。

(5) 委託者が処理する廃棄物で、受託者がその搬出元又は受入先となる場合は、受入先の処理場又は搬出元の処理場に支障をきたさないよう搬出又は受入を行うものとする。

- (6) 受託者は、活性炭を処分する場合は、活性炭の納入業者に下取りをさせ、適正に処理させるものとする。
- (7) 受託者は、前項の活性炭の処理方法について事前に把握し、委託者に報告するものとする。
- (8) 受託者は、活性炭が活性炭として再利用される場合以外の産業廃棄物として処分される場合は、次のものを処理場に保管するものとする。
 - ア 納入業者(排出事業者)が発行するmanifestの写し
 - イ 納入業者(排出事業者)と産業廃棄物処理業者が締結した廃棄物処理委託契約書(収集運搬及び処分)の写し
 - ウ 産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(暫定処理施設の汚泥受入業務要領)

- 第38条 第11章に示す暫定処理施設からの汚泥を水資源再生センターにおいて受け入れる必要がある場合は、事前に委託者及び受託者双方で協議を行うものとする。
- 2 受託者は、前項の汚泥を最大限受け入れるとともに、水資源再生センターの水処理を適正に行うものとする。
 - 3 第1項の汚泥は、委託者が別途契約する運搬業者が搬入する。
 - 4 前項の際、受託者は立会いを行い、汚泥量の確認及びmanifestの処理を行うものとする。
なお、manifestの処理は第37条に準じるものとする

(施設の清掃業務要領)

- 第39条 受託者は、建築物の衛生的な環境の確保及び仕上材や設備等の延命、さらには床の滑りによる転倒事故等を未然に防止するため、日常あるいは定期的に清掃を行うものとする。
- 2 清掃業務の各作業は、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に記載の要領を標準とし、対象施設や作業内容、周期等は、第11章に示す。
 - 3 受託者は、毎年度当初に業務計画書を委託者に提出し、委託者及び受託者双方で事前内容の打合せを行うものとする。
 - 4 建材、汚れの種類や程度、作業環境等によって最も適切である資機材を選択して組み合わせ、清掃作業を実施するものとし、次の事項に留意すること。
 - (1) 建材を損傷する(変色、退色、溶解ほか)ことのない洗剤・溶剤類であること。
 - (2) 周囲に影響(臭気、目にしみる等)を与える洗剤・溶剤類でないこと。
 - (3) 建材の表面を損傷するような器材でないこと(研磨粒子の粗さ等に注意)。
 - (4) 周囲に影響(ほこりが立つ、滑りやすい等)を与える資材でないこと。
 - (5) 周囲に影響(騒音、振動等)を与えるような機械類でないこと。
 - (6) 衛生的な構造をしている器具・機械であること。
 - (7) 建築物に影響を与えないような機械(特に電気機器)であること。
 - (8) 環境に負荷を与えるような資機材でないこと。

- 5 受託者は、清掃作業に伴う廃液は法令等を遵守して処理するものとする。
- 6 清掃作業に伴い施設を損傷した場合は、速やかに委託者に報告するとともに受託者において修復するものとする。

(緑地管理等業務要領)

第40条 受託者は、処理場等の緑地が周辺環境との調和や都市環境の保全のため適正な管理を行い、美観や衛生、安全を維持するものとする。

- 2 前項の対象施設や作業内容、周期等は、第11章に示す。
- 3 受託者は、毎年度当初に業務計画書を委託者に提出し、委託者及び受託者双方で事前の内容の打合せを行うものとする。
- 4 処理場等内の緑地の管理業務は、除草・草刈、樹木剪定及び害虫駆除とし、除草または草刈の際は、落ち葉やごみの清掃も併せて行うこと。
- 5 除草または草刈の際は、次の事項に留意すること。
 - (1) 作業中はヘルメットを着用し、石垣や緑化ブロック等の高所における作業では、梯子、安全带、命綱を使用すること。また、必要に応じ高所作業車を用いることとし、クレーン付トラックに籠を取り付けたものは使用しないこと。
 - (2) 処理場等の用地境界付近の道路内で作業を行うときは、注意看板を立てる、ポストコーンで作業場所を囲むなどにより安全管理措置をとるとともに、交通の妨げとならないようにすること。
 - (3) 草刈機を使用するときは、周りに小石が飛散しないよう、前もって異物の除去や板を当てるなど十分な防護措置をとること。
 - (4) 高木の剪定(枝の切り落とし等)は、必ず周辺の安全を確認の上行うこと。
 - (5) 作業範囲内にある電線、架空工作物等には接触しないよう、十分な注意を行うこと。
 - (6) 作業用機械や車両は、法令点検を必ず受けるとともに、始業前点検を行うこと。特に、クレーン車、高所作業車の使用に当たっては、安定した地盤と水平設置の確保に努めること。また、未使用時には、周囲をポストコーン等で囲うこと。

(住民への対応)

第41条 受託者は、処理場等の周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって対処し、その内容、結果等について、委託者に速やかに報告するものとする。

(下水道ストックマネジメント計画策定への協力)

第42条 受託者は、委託者の要請に応じ、委託者が下水道ストックマネジメント計画を策定するために必要な調査データ等を整理し、委託者に提供するものとする。

(臨時作業への協力)

第43条 受託者は、処理場等における次に掲げる作業が行われる場合は、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力するものとする。

- (1) 処理場等の新設及び増設
 - (2) 処理場等の改築
 - (3) 委託者が行う改修
 - (4) その他委託者及び委託者が指示する者が行う作業
- 2 委託者は、上記作業が予定される場合は、事前に受託者へ通知するものとする。

第5章 業務書類等

(業務書類等)

第44条 受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期限内に提出しなければならない。

- (1) 契約締結時に提出するもの
 - ア 業務監理責任者選任届
 - イ 電気保安業務管理責任者選任届
 - ウ 支払明細書
- (2) 契約締結後遅滞なく提出するもの
 - ア 運転管理業務計画書
 - イ その他必要なもの
- (3) 契約締結後1月以内に提出するもの
 - ア 施設機能確認報告書
 - イ 安全管理マニュアル
 - ウ 器具等借受台帳
- (4) 契約締結後3月以内に提出するもの
 - ア 施設保全計画書
 - イ 計装機器メンテナンス周期計画表
- (5) 毎日提出するもの(翌勤務日の10時までに持参又はメールで提出)
 - ア 管理日報
- (6) 毎月提出するもの(函書として提出)
 - ア 月間業務計画書(当月分を前月末日まで)
 - イ 管理月報(当月分を翌月5日まで)
 - ウ 月間業務実施報告書(この号アの実施結果を同号イとともに提出)
- (7) 毎年提出するもの(文書として提出)
 - ア 年間業務計画書(当年度分を前年3月末日まで)
 - イ 管理年報(当年度分を翌年度4月初旬まで)
 - ウ 年間業務実施報告書(この号アの実施結果を同号イとともに提出)
- (8) 必要に応じ提出するもの
 - ア 施設機能確認報告書(指示のあった日から1月以内)
 - イ 各種業務計画書(実施日の1週間前まで)
 - ウ 性能管理基準報告書
 - エ 各種業務報告書(実施終了日の翌々日まで)
 - オ 設備台帳(常時受託者が管理し、委託者が求めた場合)
 - カ 業務完了届(支払明細書による)
 - キ その他必要なもの

(9) 契約期間完了前2週間以内に提出するもの

ア 施設機能確認報告書

イ 施設保全計画書

((4)アに基づく対策を契約期間の最終年度まで実施後評価し、更新したもの)

ウ 業務完了報告書

エ その他必要なもの

2 各種提出書類一覧表は、第11章に示すものとする。

3 各種提出書類の様式は、必要に応じ委託者が別途指示するものとする。

4 受託者は、業務内容又は業務計画に変更が生じた場合は、速やかに委託者に所定の様式をもって報告するものとする。

5 受託者は、施設、設備、備品等に変更が生じた場合は、速やかに台帳を訂正し、報告又は提出するものとする。

第6章 受託者の責任等

(受託者の責任)

第45条 受託者は、第51条に示す場合を除き、第47条に示す性能を発揮するよう処理場等の運転を行わなければならない。

2 受託者は、契約開始時に確認した処理場等施設及び設備の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適正に運転及び管理を行わなければならない。

3 第2章に示した業務は、受託者の責任において遂行するものとする。

4 受託者の点検不足又は不適正な管理により、機器の不具合が発生した場合又は施設の性能を発揮できなかった場合は、正当な理由がある場合を除き、受託者の責任で機器の復旧及び機能回復を行うものとする。この場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者に賠償を請求できるものとする。

5 受託者が機器の保守を怠ったこと又は修繕の必要な箇所を放置したことに伴い、補修が必要となった場合は、受託者の責任で十全な修復を行うものとする。

6 前項により機器に不具合が発生した場合又は施設の性能を発揮できなかった場合は、受託者の責任で機器の復旧及び機能回復を行うものとする。この場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者に賠償を請求できるものとする。

7 常時使用しない槽(池)、機器等の養生が不適切なために劣化が生じた場合は、受託者の責任で十全に修復するものとする。

8 契約終了時又は委託者による機能確認時に処理場等の施設及び設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き、受託者の責任で施設及び設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

(目標とする性能基準)

第46条 受託者は、第11章に示す目標処理水質基準及び目標汚泥性状基準を満たすことを目標に処理場等の運転をするものとする。

2 目標処理水質基準及び目標汚泥性状基準又はそれを上回る処理水質及び汚泥性状を達成することを目的として、自主的に、処理行程を含めた処理水質及び汚泥性状の管理基準値を定め、性能管理基準表を委託者に提出するものとする。

3 受託者が前項の基準を満たすことができなかった場合は、委託者は、受託者に対して基準を満たすように指示することができる。

4 前項の指示について、受託者は基準を満たすように努めなければならない。

(遵守すべき性能基準)

第47条 受託者は、第11章に規定する遵守処理水質基準及び遵守汚泥性状基準を遵守し、処理場等の運転をしなければならない。

(関係機関等との協定事項)

第48条 受託者は、委託者が締結した河川管理者その他の関係機関等との間で締結した協定書等に定められた事項を遵守しなければならない。

2 委託者は、新たに関係機関等との間で協定書等が締結された場合は、その内容を速やかに受託者へ通知するものとする。

(性能未達成の定義)

第49条 性能未達成とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 第47条に定めた基準を遵守できなかった場合
- (2) 処理場等の施設若しくは設備の機能を損ねた場合又は過度な劣化が認められた場合
- (3) 処理場等の運営に係る関連法令等及び関係機関等との協定、合意等を遵守できなかった場合
- (4) 受託者の責により下水汚泥燃料化施設の稼働停止を招いた場合

(性能未達成時の取扱い)

第50条 受託者が性能未達成の場合、委託者は、業務委託料を減額する。また、受託者は、委託者による業務改善、施設改善等の指示に従わなければならない。

2 業務委託料の減額は、性能未達成が発生した日から委託者が改善を承諾した日までとする。

3 業務委託料の減額分は、次により算定する。なお、消費税等相当額は、別途加算する。

- (1) 処理水質基準に係る業務委託料の減額分

$$(\text{業務委託料の減額分}) = \alpha \times \frac{\beta}{\gamma}$$

ここに、

α : 性能未達成の日数

β : 当該年度の業務別委託料総計(円)

γ : 365(日) ただし、閏年を含む年度は 366(日)

ただし、性能未達成の日数は、第47条に規定する処理水質基準に対する委託者の評価に基づく日数とする。

- (2) 汚泥性状基準に係る業務委託料の減額分

$$(\text{業務委託料の減額分}) = X + Y$$

ここに、性能未達成が発生した週に排出した全ての脱水汚泥を対象として、

X : 委託者が、下水汚泥燃料化施設までの運搬及び燃料化に要した費用の総額(円)

Y : 委託者が、下水汚泥燃料化施設以外の施設までの運搬及び処分に要した費用の総額(円)

ただし、性能未達成の週は、第47条に規定する汚泥性状基準に対する委託者の評価

に基づくものとする。

- (3) 処理場等の施設若しくは設備の機能を損ねた場合又は過度な劣化が認められた場合の減額

業務別委託料の減額分は、業務改善、施設改善等に係る受託者の実費をもって代えることができる。

- (4) 処理場等の運営に係る関連法令等又は関係機関等との協定、合意等を遵守できなかった場合の減額

業務委託料の減額分は、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、その補償費及び業務改善、施設改善等に係る費用をもって代えることができる。

- (5) 受託者の責により下水汚泥燃料化施設や脱水汚泥の処分先等において異常が発生した場合の減額

下水汚泥燃料化施設、下水汚泥燃料の利用先及び脱水汚泥の処分先において異常が発生し、委託者が当該施設の事業者等に補償を求められた場合、脱水汚泥の性状異常や異物混入等、明らかに受託者の責による時は、委託者は、その実費を受託者に請求できる。

4 第1項の業務改善、施設改善等に要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、性能未達成の場合、委託者の承諾を得た上で業務改善、施設改善等に必要な措置を講じなければならない。

6 受託者は、前項の措置を講じた後、その内容等について速やかに委託者に報告しなければならない。

7 前項の場合において、委託者の承諾が得られるまで、受託者は、責任を持って処理場等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受託者が全額負担するものとする。

8 委託者は、受託者が指示に従わない場合は、日割りによる損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。契約の解除については、第63条の規定によるものとする。

(受託者の責任の免除)

第51条 委託者は、次の場合は、性能未達成であっても受託者に責任を求めないものとする。

(1) 第11章に規定する一定条件下の処理場等の能力を超える水量が流入した場合

(2) 処理場等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合

(3) 天災に起因する場合

(4) その他受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

2 前項各号に掲げた事態が発生し、又は発生を予見した場合、受託者は、緊急措置を講じた上で、その事態又は予見した内容、想定される処理場等及び場外への影響並びに緊急措置の内容を速やかに委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、第1項各号に掲げた事態が発生し、又は発生を予見した場合、処理場等を保守し、性能を発揮するために最大限の努力をするものとする。

4 受託者は、第2項の対応方策が場外に与える損害を最小化するために最良の努力をするも

のとする。

- 5 受託者は、第1項各号に掲げた事態が発生した場合であっても、対応方策を講じず、第2項、第3項及び第4項に示す報告又は努力を怠った場合は、その責を免れないものとする。

第7章 費用分担等

(保全工事を実施した場合)

第52条 委託者は、第25条に規定する保全計画に基づく補修(以下「保全工事」という。)を受託者が実施した場合、委託者の当該年度予算の範囲内において、当該補修に要した費用(以下「保全工事費」という。)を支払う。ただし、第32条に規定する修繕又は補修を除く。

- 2 受託者が実施する対象工事は、委託者及び受託者双方が協議の上、決定する。
- 3 委託者は、対象工事について、前項の見積額が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第5(指定都市を除く市町村における工事又は製造の請負)に記載する値(以下「基準値」という。)以下の場合には、金額の妥当性及び内容の精査を行い、見積額が基準値を超える場合は、委託者の設計基準に沿った積算を行い、設計工事費を受託者に通知するものとする。なお、前項の見積額は、必ずしも設計工事費の決定根拠とする必要はない。
- 4 業務委託料の増額分は、次により算定する。なお、消費税等相当額は、別途加算する。

(1) 保全工事費が設計工事費以下の場合

$$(\text{業務委託料の増額分}) = \sum (X)$$

ただし、設計工事費が基準値を超え、保全工事費が設計工事費の9割未満の場合

$$(\text{業務委託料の増額分}) = \sum \{X + (Y \times 0.9 - X) \times 0.5\}$$

(2) 保全工事費が設計工事費を超える場合

$$(\text{業務委託料の増額分}) = \sum (Y)$$

ここに、

X : 工事1件ごとの保全工事費(円)

Y : 工事1件ごとの設計工事費(円)

- 5 受託者は、対象工事を実施する場合は、事前に、図面や写真、その他の資料(維持管理履歴等)を用いて、工事が必要な理由を明確にするとともに詳細な内容説明を行い、承諾を得た上で見積を提出するものとする。
- 6 受託者は、委託者の設計内容を確認し、齟齬がある場合は内容変更の申出を行うことができるものとし、委託者及び受託者双方で協議を行う。
- 7 前項の結果により、内容変更の必要がある場合は、委託者は再度積算を行い設計工事費の変更を通知するものとする。
- 8 受託者は、設計工事費を基に工事を実施し、工事完了後、委託者が行う検査の際に必要な次の書類を工事完了報告書として提出するものとする。
 - (1) 工事請負者との契約書の写し
 - (2) 写真(施工後、施工前及び施工中)
 - (3) 工事内容が分かる図面等の資料

(4) その他委託者が必要とするもの

- 9 委託者は、工事完了の報告を受けた際は、現地において成果物の検査を行い、手直しが必要な場合は、委託者及び受託者双方で協議の上、期限を決めて指示し、手直しの完了後に再度検査を行う。
- 10 受託者は、検査に合格した場合に、業務別委託料の増額を委託者に請求することができる。
- 11 委託者は、前項の請求があった場合に、業務別委託料の増額分を支払うが、支払いの方法や時期については、委託者及び受託者双方で協議の上、決定する。
- 12 委託者は、前項において、次の場合に業務別委託料の増額を行わない。
- (1) 保全工事費に受託者あるいは不要な仲介業者等の工事に直接必要のない経費を含んでいる場合
 - (2) 委託者の設計積算に必要な見積の徴収等において、受託者あるいは協力会社等の介入により設計工事費または保全工事費が不当な金額であることが明らかになった場合

(委託者が支給する物品等)

第53条 業務遂行上必要な物品等のうち、委託者が支給又は貸与するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各現場に備え付けられた器具、工具等
ただし、更新が必要になった場合は、委託者が継続的に必要と認めるものに限る。
- (2) 完成図書等
- (3) その他委託者が認めるもの

(受託者が負担する経費等)

第54条 受託者が負担すべき経費等は、次のとおりとする。

- (1) 処理場等で使用する光熱水費及び通信料(電話及びテレメーター等)
 - ア ガス代、水道料及び賦課されている施設の下水道使用料は、委託期間内の使用月分
 - イ 電気料は、委託期間内の検針月分
 - ウ 通信料は、委託期間内の請求月分
- (2) 処理場等で使用する燃料、薬剤、消耗品(活性炭を含む。)、部品、油脂類、分析用薬品及び分析用器具の調達及び管理に係る費用(第53条に規定するものを除く。)
- (3) 委託者業務分を除く廃棄物及び水質分析の廃液及び設備機器の廃油の処分に係る費用
- (4) 業務範囲内の施設及び設備の修繕等に係る費用
- (5) 処理場等の設備の法定検査に係る費用
- (6) 設備の保守点検に必要な点検工具類、テスター、検電器具、懐中電灯等の器具類(第53条に規定するものを除く。)
- (7) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護用具
- (8) 足場等の仮設資器材

- (9) 安全帯、セイフティブロック等の墜落防止装置
- (10) 安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等の安全標識関係
- (11) 携帯用ガス検知器等
- (12) 巡回点検車両及びその他の車両点検維持に係る費用
- (13) 機器等の清掃用具、ウェス、洗浄油、潤滑油類等の整備用品
- (14) ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等一般補修用材料
- (15) 机、椅子、冷蔵庫、書棚、ロッカー、黒板、下足箱、傘立、電話機、パソコン、プリンター、カメラ、コピー機等の事務機器
- (16) 受託者の電話及びFAXの設置費並びに維持管理費
- (17) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (18) 石鹼、消毒薬等の救急用品、衛生用品等
- (19) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具及び洗浄剤等の消耗品
- (20) ポット、食器、茶器、台所用品その他の日用品
- (21) その他業務遂行に必要な経費

(委託者が負担する経費等)

第55条 第53条に規定したもの以外で業務遂行上必要なもののうち、委託者が負担すべき経費等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第40条に規定する緑地管理を除く伐採等に係る費用
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する再委託禁止条項に係る廃棄物の処理費
- (3) 受託者の責めに帰することができない事由による対外的補償及び施設、設備の損傷に係る費用
- (4) 補修工事に係る費用
- (5) 増設、改築又は補修工事の際に設置される仮設事務所に係る光熱水費及び通信費
- (6) 受託者が、災害時又は緊急時の対応をし、協議の結果必要となった費用
- (7) その他必要な経費

(対外的補償が求められた場合)

第56条 受託者は、対外的補償等を求められた場合、速やかに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、第51条に規定する場合を除き、次に掲げる対外的補償等に対し責任を負うものとする。

- (1) 環境汚染に伴う罰則金及び補償金等
- (2) 処理場等から発生する悪臭、騒音、振動等に起因する補償等
- (3) 委託者による増設、改築及び補修工事に起因するものを除く処理場等敷地内で発生した事故(外部からの見学等の際に生じたものを含む。)に対する補償等
- (4) 受託者の不適正又は不誠実な業務に起因する場合の補償等

(5) その他業務に起因する損害等に対する補償等

(施設等が損傷を受けた場合)

- 第57条 受託者は、施設又は設備が損傷を受けた場合、その原因及び処理場等に与える影響について速やかに委託者へ報告しなければならない。
- 2 受託者は、第51条に規定する場合を除き、処理場等の施設又は設備の損傷に対し、所定の機能を回復させる責任を負うものとする。
 - 3 受託者が回復すべき機能とは、契約時に委託者及び受託者双方で確認した施設及び設備の機能をいう。
 - 4 受託者は、施設及び設備の損傷が処理場等の機能に重大な影響を与えると予想される場合、責任の所在にかかわらず緊急措置を講じなければならない(措置を講ずる人の命にかかわる場合を除く。)

第8章 契約の履行

(契約履行監視)

第58条 受託者は、委託者が実施する契約履行状況の確認に協力しなければならない。

2 契約履行状況の確認の結果、委託者により改善すべき点を指摘された場合、受託者は、その指示に従わなければならない。

3 受託者は、委託者の指示に基づき改善を行った後、改善内容等について速やかに委託者に報告しなければならない。

(業務委託料支払時の業務検査)

第59条 業務委託料支払時の業務検査は、受託者から業務完了届が提出された日から10日以内に委託者が受託者立会いの下に行うものとする。

(業務委託料の支払)

第60条 受託者は、業務検査終了後、業務委託料を請求できる。

2 業務別委託料は、月払いの方法によるものとし、所定の手続に従って支払うものとする。

3 委託者は、前項による請求があったときは、その日から30日以内に業務別委託料の月割額を支払わなければならない。

(契約業務終了時の業務検査)

第61条 契約業務終了時の業務検査は、受託者から業務完了報告書が提出された日から10日以内に委託者が受託者立会いの下に行うものとする。

(施設機能確認)

第62条 委託者は、契約開始時、契約終了時及び必要と思われる時に処理場等の施設及び設備の機能確認を行う。

2 委託者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合において、委託者は、事前に受託者にその旨を通知するものとする。

3 受託者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。

4 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合、受託者は、委託者の承諾を得た上で機能回復に必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、機能回復に必要な措置を講じた後、その内容等について速やかに委託者に報告しなければならない。

6 前項の場合において、委託者の承諾が得られるまで、受託者は、責任を持って処理場等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受託者が全額負担するものとする。

7 機能確認の内容に疑義がある場合は、受託者は、委託者に対し、機能再確認申請ができる。

この場合においては、当該機能再確認は、委託者及び受託者双方が立ち会って行うものとする。

(契約の解除)

第63条 委託者又は受託者は、約款に基づき、契約の解除をすることができる。

2 受託者は、契約の履行が不可能となった場合は、速やかに委託者に対し契約解除申請書を提出し、契約の解除を申し入れることができる。

3 受託者の責に帰すべき事由による契約解除時は、処理場等の運転に支障のないように必要な措置を講じ、委託者の承諾を得なければならない。また、契約解除後に処理場等を運営する者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

4 契約解除時の取扱いは、第62条及び第34条の契約終了時の場合と同様とする。

第9章 契約の変更

(業務委託料の変更)

第64条 業務委託料を変更できる場合は、次のとおりとする。ただし、業務別委託料が不適当と認められる場合に限る。

- (1) 法令、基準等が変更された場合
- (2) 著しく賃金又は物価が変動した場合
- (3) 委託者により、処理場等の新設、大規模な増設又は改築が行われた場合
- (4) 業務範囲が変更された場合

2 委託者又は受託者は、業務委託料の変更を求める場合、変更を要する根拠を記載した契約変更協議書を相手方に提出しなければならない。

(基準等が変更された場合)

第65条 委託者又は受託者は、委託期間内に業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等の変更により業務別委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 業務委託料の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

3 委託期間内に消費税率及び地方消費税率が改正されたときは、委託者と受託者が直ちに協議し、改正日以降についての業務委託料を定めるものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合)

第66条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務別委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の請求があつたときは、変動前残業務別委託料(業務別委託料から当該請求時以前に相応する業務別委託料を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務別委託料(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務別委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残業務別委託料の1000分の15を超える額につき、業務別委託料の変更に応じなければならない。

3 前項の変更は、受託者の裁量又は処理場等の運営の結果による場合並びにユーティリティ、消耗品の費用の変動による場合はできないものとする。ただし、委託期間の各年度の4月において、大分県公共工事設計労務単価及び建築保全業務労務単価が第11章に定める労務単価基準額から変動した場合又は同章の水資源再生センター等の電力量料金単価基準に定める料金単価の合計値に相当する小売電気事業者が定める電力需給契約種別ごとの料金単価の改定に伴う合計値が同基準に定める料金単価の合計値の100分の15を超えて変動し、か

つ前項の規定に該当する場合に変更することができる。

- 4 前項の電力量料金の変更において、小売電気事業者が定める電力需給契約種別等の改定に伴い、第11章の水資源再生センター等の電力量料金単価基準の契約種別と異なり該当する単価が対照できないときは、委託者が新たに電力量料金に係る基準を定めるものとする。
- 5 第3項において、受託者の裁量又は処理場等の運営の結果により、電力需給契約に係る小売電気事業者を変更しようとするときは、事前に委託者及び受託者双方で十分協議するものとする。また、受託者は、変更後を含めて全ての責任を負うものとし、変更後は、第3項の電力量料金に係る変更はできないものとする。
- 6 前項の電力需給契約の変更は、新たな小売電気事業者の安全性、安定性、並びに不測の事態における最終的な電力供給などを委託者が確認したうえで、委託者にとって、本業務の期間中に限らず終了後においても継続して有益である場合にできるものとし、委託者は変更後の取扱いを別に定め、受託者はその指示に従うものとする。
- 7 第3項の電力量料金の変更は、水資源再生センター(暫定処理施設を含む)及び低圧受電施設を除くポンプ場(汚水)を対象とし、電力量及びその他の単価等は変更の対象としないものとする。
- 8 変動前残業務別委託料及び変動後残業務別委託料は、請求のあった日を基に物価指数等に基づき委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知するものとする。
- 9 第1項による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 10 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務別委託料が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 11 前項の場合において、業務別委託料の変更額については、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知するものとする。
- 12 第8項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項若しくは第10項の規定により請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。なお、この協議開始の日をこの条に基づく業務委託料変更の基準日とする。

(処理場等の施設又は設備が変更された場合)

第67条 委託者又は受託者は、委託期間内に委託者が実施する処理場等の新設、増設又は改築により施設又は設備が大規模に変更となり、業務別委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 業務委託料の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、委託者及び受

託者双方が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

- 3 同一年度内に業務委託料の変更が複数ある場合は、当該年度末に一括して変更ができる。ただし、変更された施設又は設備ごとの供用開始日を基準として、変更業務委託料を定めるものとする。

(業務範囲が変更された場合)

第68条 委託者又は受託者は、委託期間内に受託者の業務範囲が変更となり、業務別委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 業務委託料の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

- 3 同一年度内に業務委託料の変更が複数ある場合は、当該年度末に一括して変更することができる。

第10章 雑則

（受託者による効率化方策の提案）

第69条 受託者は、処理場等の効率的な管理・運営方策に関し、委託者に提案することができる。

（受託者による投資の提案）

第70条 受託者は、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による設備の設置又は既存設備の改良を委託者に対して提案することができる。

- 2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受託者に通知するものとし、承諾された場合は、受託者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 3 受託者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について委託者に報告するものとする。
- 4 契約終了時の取扱いについては、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

（増設時及び改築時の取扱い）

第71条 委託者が計画を策定し、実施する施設又は設備の増設及び改築は、委託者の負担による。

- 2 受託者は、委託者が実施する増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 増設及び改築に係る責任は、委託者が負うものとする。
- 4 増設及び改築の際、既設から分岐し使用される光熱水費は、受託者の許可を得た場合を除き、委託者が負担するものとする。また、仮設事務所に要する光熱水費及び通信費は、委託者が負担するものとする。

（委託者が実施する補修工事の取扱い）

第72条 受託者は、委託者が実施する補修工事の際、円滑に進められるよう協力するものとする。

- 2 委託者が実施する補修工事に係る責任は、委託者が負うものとする。
- 3 委託者が実施する補修工事の際、受託者の許可を得て既設から分岐し使用される光熱水費は、受託者が負担するものとする。ただし、仮設事務所に要する光熱水費及び通信費は、委託者が負担するものとする。

（施設の改善要求）

第73条 受託者は、管理する上で受託者の責めに帰することができない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、委託者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受託者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

- (1) 改善が必要な理由
- (2) 適正な管理を行ってきた証拠
- (3) 必要な改善措置案

3 委託者は、受託者から改善要求書が提出された場合は、受託者と協議し、必要に応じて、適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第74条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 委託者は、受託者がこの条に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(瑕疵担保)

第75条 委託者は、委託契約の履行に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は修補を請求できない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償は、契約業務終了の報告を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求ができる期間は、10年とする。

3 委託者は、契約業務終了の報告を受けた際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 委託者は、処理場等(その機能を含む。)が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、委託者の責により生じたものであるときは、これを適用しない。

6 受託者は、この条の範囲において、瑕疵の担保責任の内容を明記した瑕疵担保誓約書を本業務の終了時に提出するものとする。

(契約上の地位の譲渡等)

第76条 受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、委託契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、又は、委託契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(暴力団関係者等による不当介入の排除対策)

第77条 受託者は、本業務に当たって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、これを

拒否するとともに、委託者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。なお、再委託者に対しても同様の対応を行うように周知徹底するものとする。

(仕様書の内容の変更)

第78条 委託者は、必要に応じ、受託者の同意を得て本要求水準書の内容を変更することができる。

(疑義が生じた場合)

第79条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、誠意をもって委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

第11章 特記事項

1.	総則関連	37
(1)	用語の定義	37
(2)	関係法令一覧	39
(3)	管理体制	41
(4)	資格者一覧	43
2.	業務書類関連	45
(1)	提出書類一覧	45
(2)	事故報告要領	47
(3)	施設保全計画書作成要領	54
3.	受託者責任関連	66
(1)	リスク分担表	66
(2)	流入水量及び流入水質	67
(3)	目標処理水質基準及び目標汚泥性状基準	68
(4)	遵守処理水質基準及び遵守汚泥性状基準	69
4.	業務内容関連	70
(1)	業務対象施設一覧	70
(2)	水質試験・汚泥性状試験一覧	72
(3)	臭気試験一覧	73
(4)	処理場等施設外観目視点検	74
(5)	処理場等機械・電気設備保守点検標準	75
(6)	修繕等業務	100
(7)	暫定処理施設の汚泥受入業務	101
(8)	施設の清掃業務	102
(9)	緑地管理等業務	103
5.	契約変更関連	107
(1)	電力量料金単価基準	107
(2)	労務単価基準	107

1. 総則関連

(1) 用語の定義

本要求水準書において使用される次に掲げる用語の定義をそれぞれ次のように定める。

ア 運営

処理場等の維持管理に係る業務全てを統括する総合的な管理(Management)を行うことをいう。

イ 運転操作

求められる機能を発揮するために必要な施設・設備を稼働させることをいう。

ウ 監視

記録及び管理日報の作成を含む施設・設備の稼働状況を確認することをいう。

エ 水質分析

流入水・放流水の水質及び処理汚泥の性状を確認、記録することをいう。

オ 施設管理

施設を正常かつ過度の劣化が生じないように清掃、部品交換、調整及び点検業務を行うことをいう。

カ 物品管理

委託者から貸与された物品、部品、消耗品(活性炭を含む。)、薬品、資材、電力、水、ガス、燃料等の調達・管理を行うことをいう。

キ 保守点検

設備が求められる機能を発揮するために必要な清掃、目視、聴音、計器による計測等により機能の点検・調整を行うことをいう。

ク 点検

施設・設備の状態を把握するとともに、異常個所を早期に発見する業務をいう。

ケ 調査

施設・設備の劣化の実態及び動向を定量的に確認する業務をいう。

コ 改築

施設若しくは設備の全部又は一部(補修及び修繕に該当するものを除く。)の再建設又は取替えを行うことをいう。

サ 補修

施設又は設備において、その機能の維持又は向上のために修理又は交換を行うことをいい、必要な物品が外注又は製作を伴うものであって、実施に当たってメーカーの技術者等の専門技術を要する場合をいう。

シ 修繕

施設又は設備において、その機能の維持又は向上のために修理又は交換を行うことをいい、必要な物品が受託者において保有又は即時調達可能なものであり、実施に

当たって適切な処置が可能な場合をいう。

ス 性能

処理場等の能力をいう。

セ 機能

施設、設備及び機器が有する個々の能力をいう。

ソ 施設

目的を達成するために備え付けられた各設備によって構成されたものの全体又は一部をいう。この場合において、これらの設置された用地を含む。

タ 設備

目的を達成するために備え付けられた主として機器等によって構成されたものの全体又は一部をいう。

チ 機器

設備を構成する単体の機械、電気製品等をいい、構成部品を含む。

ツ ユーティリティ

処理場等の運転・保守を行うために必要な油脂類、薬品類、資材、電力、燃料、水道等をいう。

テ 晴天時

降雨が記録されない日及び1mm未滿の降雨が記録された日をいう。

ト 雨天時

1mm以上の降雨が記録された日をいう。

ナ 晴天時日平均

晴天時の1日当たりの平均をいい、処理場等の流入量等を把握する場合に使用する。

ニ 晴天時日最大

晴天時のうち、雨天時の翌日、及び30mm以上の降雨が記録された日の翌日から起算して3日間を除く日の1日当たりの最大をいい、処理場等の流入量等を把握する場合に使用する。

ヌ 晴天時時間最大

晴天時日最大が記録された日の1時間当たりの最大をいい、処理場等の流入量等を把握する場合に使用する。

(2) 関係法令一覧

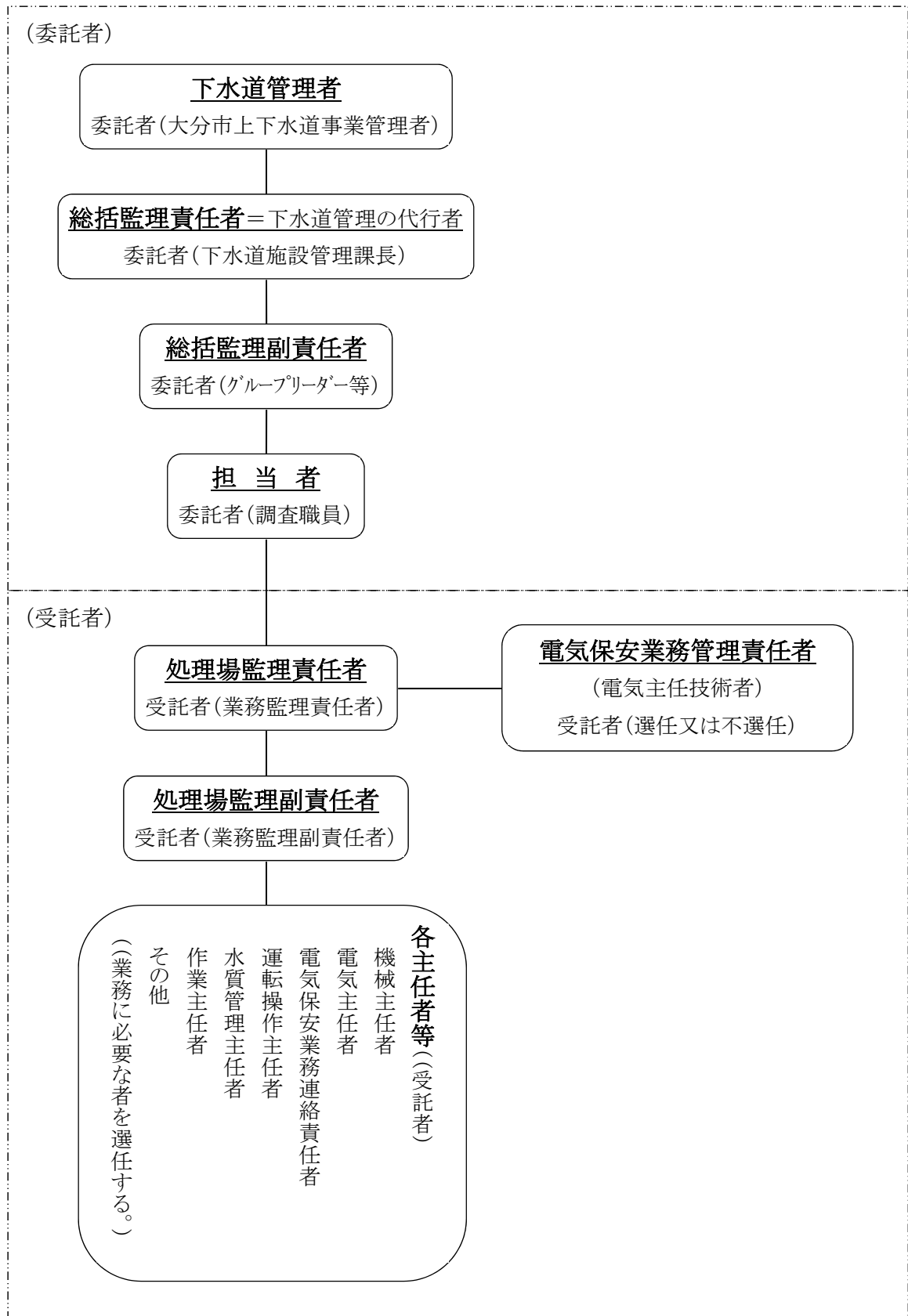
(本業務に必要なものについて適用する。)

法	政令、施行令	施行規則	その他
下水道法	下水道法施行令	下水道法施行規則	下水の水質の検定方法に関する省令 下水道法の施行について 下水道法の一部改正の施行について 下水道の管理の適正化について 下水道台帳の調整について 標準下水道条例について
環境基本法			水質汚濁に係る環境基準について
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法施行令 排水基準を定める総理府令	水質汚濁防止法施行規則	環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分およびその区分ごとの範囲 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法
大気汚染防止法	大気汚染防止法施行令	大気汚染防止法施行規則	硫黄酸化物の量の測定法 窒素酸化物の量の測定法
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則	
騒音規制法	騒音規制法施行令	騒音規制法施行規則	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
振動規制法	振動規制法施行令	振動規制法施行規則	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準
悪臭防止法	悪臭防止法施行令	悪臭防止法施行規則	悪臭物質の測定の方法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について
公害防止事業費事業者負担法			
公害健康被害の補償等に関する法律			
道路交通法	道路交通法施行令	道路交通法施行規則	
道路法	道路法施行令	道路法施行規則	
河川法			
水道法	水道法施行令	水道法施行規則	
建築基準法	建築基準法施行令	建築基準法施行規則	建築基準法施行例の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準

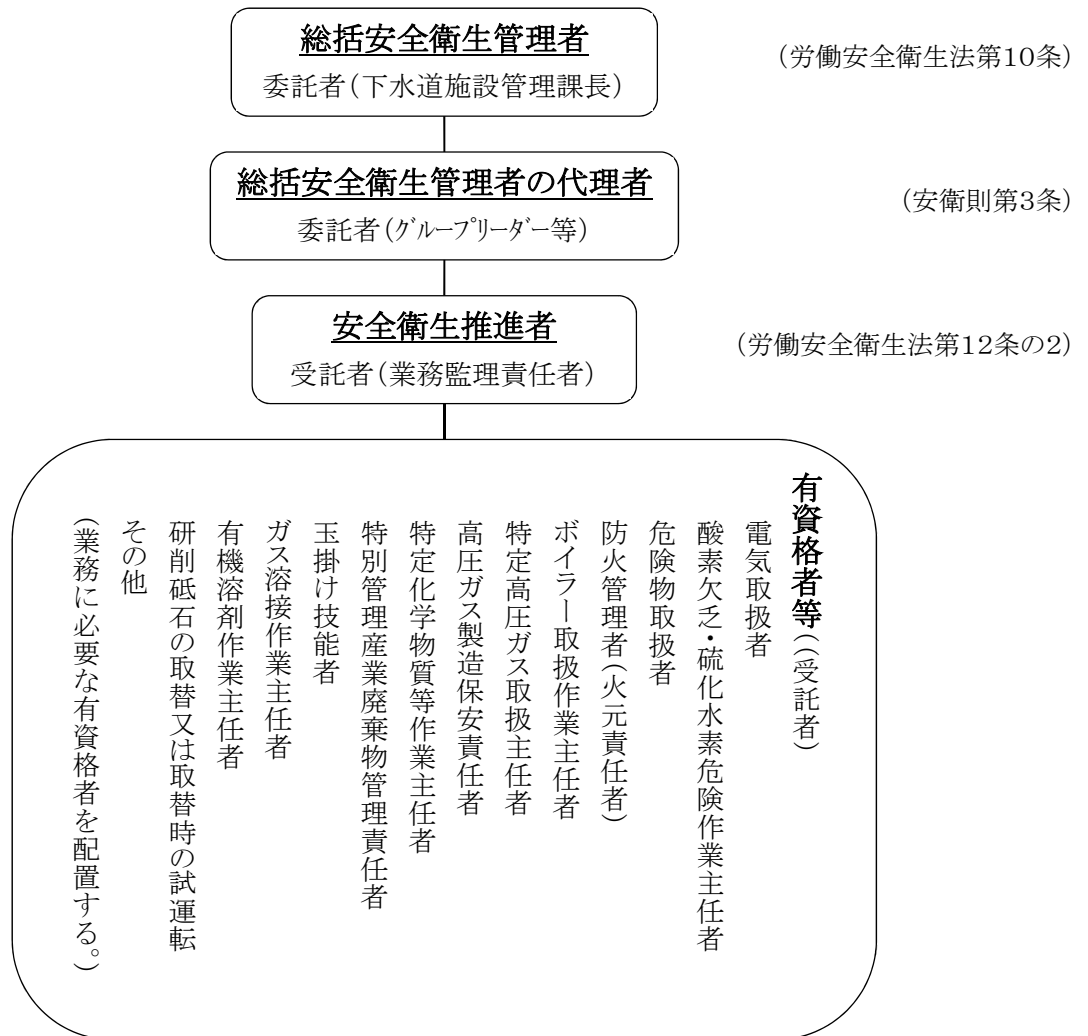
建築物における衛生的環境の確保に関する法律			
電気事業法	電気事業法施行令	電気事業法施行規則	
	電気設備に関する技術基準を定める省令	電気使用制限規則	
	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令	受電調整規則 電気関係報告規則	
電気工事士法	電気工事士法施行令	電気工事士法施行規則	
電気通信事業法			
電波法			
電気保安規程			
消防法	消防法施行令	消防法施行規則	
	危険物の規制に関する政令	危険物の規制に関する規則	
労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令	労働安全衛生規則	労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき労働大臣が定める者
		ボイラー及び圧力容器安全規則	
		クレーン等安全規則	
		有機溶剤中毒予防規則	
		鉛中毒予防規則	
		特定化学物質等障害予防規則	
		酸素欠乏症等防止規則	
職業安定法施行規則			
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法施行令	一般高圧ガス保全規則	
		冷凍保安規則	
ガス事業法	ガス事業法施行令	ガス事業法施行規則	
計量法	計量法施行令		
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物取締法施行令	毒物及び劇物取締法施行規則	
ダイオキシン類対策特別措置法			
PRTR制度			
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律			
地球温暖化対策の推進に関する法律			
出入国管理及び難民認定法			
民法			
商法			
公共サービス基本法			
その他必要な法令等			

(3) 管理体制

・管理組織体制図



・管理組織体制図(労働安全衛生法等)



(4) 資格者一覧

(本業務に必要なものについて適用する。)

資格者名	資格要件	関連法令及び条項	選任の 要否	備考
下水道維持管理資格者	下水道法施行令第15条の3に定められている資格者	下水道法第22条第2項 下水道法施行令第15条の2、3	○	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	主任者技能講習修了者	労働安全衛生法第14条、第61条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第16条 酸素欠乏症等防止規則第11条	○	
電気主任技術者	第3種電気主任技術者	電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条、第53条		選任又は不選任
電気工事士	電気工事士法第3条に定められている免状又は認定証の交付を受けた者。	電気工事士法第3条 電気工事士法施行令第1条 電気工事士法施行規則第2条	○	従事する電気工事区分に応じた資格者を選任 最大電力500kW以上の需要設備についても同様
危険物取扱者	乙種第4類危険物取扱者	消防法第13条 危険物の規制に関する政令第31条の2	○	
安全衛生推進者		労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生法規則第12条の2、3、4	○	
防火管理者	甲種防火管理者講習修了者	消防法第8条	○	
	大学、短期大学又は高等専門学校において自治大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの	消防法施行令第3条		
エネルギー管理士又はエネルギー管理員	(第一種)エネルギー管理士試験合格者、同等の学識及び経験を有している者 (第二種)指定講習機関にて講習を終了した者、エネルギー管理士試験合格者	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○	他事業所との兼務不可 電気主任技術者と兼務可
ボイラー取扱作業主任者	2級ボイラー技士	労働安全衛生法第14条、第61条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条 労働安全衛生規則第16条、第62条 ボイラー及び圧力容器安全規則第23条、第24条、第25条、第97条、第101条	○	
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等作業主任者技能講習(塩素、硫化水素等の化学物質の製造、又は取り扱い)	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第16条 労働安全衛生法施行令第6条	○	
特別管理産業廃棄物管理責任者	厚生大臣の認定する講習を終了した者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2	○	
	同等の学識及び経験を有している者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17		
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者	高圧ガス保安法第28条 一般高圧ガス保安規則第73条	○	CE設備

	大学若しくは高等専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者、高等学校において工業に関する課程を修めた者、協会が行う特定高圧ガスの取り扱いに関する講習の課程を修了した者であって、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有するもの (50kg入りの特定高圧ガスボンベを20本以上置く場合)			
高圧ガス製造保安責任者	甲種化学責任者免状 乙種化学責任者免状 丙種化学責任者免状 甲種機械責任者免状 乙種機械責任者免状 丙種機械責任者免状 第一種冷凍機械責任者免状 第二種冷凍機械責任者免状 第三種冷凍機械責任者免状	高圧ガス保安法第27条の2、3、4	○	他事業所との兼務不可
玉掛け技能者	吊上げ荷重1トン以上のクレーンで玉掛け作業を行う場合 玉掛け技能講習修了者 普通職業訓練(玉掛け科の訓練修了者)	労働安全衛生法第61条、第72条、第75条 クレーン等安全規則第221条 能開法規則別表第四	○	作業開始前の点検
	吊上げ荷重1トン未満のクレーンで玉掛け作業を行う場合 特別教育講習修了者	労働安全衛生法第61条、第72条、第75条 クレーン等安全規則第222条	○	作業開始前の点検
ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許を受けた者	労働安全衛生法第14条、第61条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第16条、第62条、第314条	○	
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者技能講習を終了した者	労働安全衛生法第14条、第61条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第16条	○	
研削砥石の取替え又は取替え時の試運転	特別教育講習修了者		○	
その他必要なもの			適宜	

2. 業務書類関連

(1) 提出書類一覧

図書の種類	主な書類	内 容	備 考
業務監理責任者選任届	下水道処理施設管理資格者証の写し 又は相当資格者証の写し 履歴書、健康保険証の写し 等	他事業所との兼務不可	契約締結時に提出
運転管理業務計画書	業務従事者名簿	本業務従事者全員の名簿	契約締結後遅滞なく提出
	業務監理責任者等選任届	責任者、副責任者、電気保安業務管理責任者、機械主任者、電気主任者、電気保安業務連絡責任者、運転操作主任者、水質管理主任者、作業主任者を選任	
	資格者選任届		
	資格者兼任届		
	資格者一覧表	資格(技能を含む。)等を証するものの写しを添付	
	業務分担表	業務内容別	
	業務実施体制表	本業務遂行上の管理体制	
	安全管理体制表	労働安全衛生法上の体制	
	緊急時連絡体制表	緊急時の連絡体制	
	非常時出勤体制表	非常時の出勤体制	
	業務実施計画	各種実施業務内容(方針)、廃棄物運搬・処理方法等	
	性能管理基準表	目標基準に対する自主管理基準値	
	施設管理計画	施設の運転、使用方法等	
使用車両届	業務に使用する車両及び業務従事者の使用する車両の一覧		
各種保険の写し	証書の写し又は証明書		
施設保全計画書	点検計画、調査計画、保全計画	調査計画、保全計画は、3ヶ年度以上を常備 調査計画、保全計画は、毎年度9月末までに評価し、必要に応じて見直す 建物、水槽等の保全計画等 オーバーホール等を含む機器の保全計画等	契約締結後3ヶ月以内、契約終了時及び更新時に提出
施設及び設備台帳		台帳システム入力を含む。	契約締結後1ヶ月以内に提出
施設機能確認報告書			
物品等借受台帳		委託者が貸与する物品	
安全管理マニュアル	施設の安全管理マニュアル	処理場等の管理上、下記に対する危険防止対策及び事後対応 1)業務従事者及び関係者 2)見学者、周辺住民、来場者等の第三者 3)テロ行為 4)その他	契約締結後1ヶ月以内に提出

	緊急時の対応マニュアル (事業継続計画(BCP)を含む。)	処理場等の運営上、下記に対する防止対策及び事後対応(運転継続のための方法を含む。) 1)台風・大雨 2)地震、津波又は河川の破堤 3)天災・労災等の災害 4)機器の故障 5)水質異常 6)停電 7)燃料・薬品漏洩 8)その他	
管理月報	水質試験・汚泥性状試験・臭気測定記録 物品調達・搬入記録 設備、機器点検記録 機器修理記録 光熱水費、通信費支払明細書 自主及び法定点検記録 その他必要な記録(清掃、植樹帯維持管理報告書等)		定期的に提出
管理年報	管理月報に準じる。		
月間業務計画書		月間作業予定、勤務予定 等	
月間業務実施報告書		月間業務計画の実施結果	
年間業務計画書		年間作業予定 等	
年間業務実施報告書		年間業務計画の実施結果	
決算書		「決算統計」に係る資料	
業務計画書		実施業務ごと	
業務報告書		実施業務ごと	
変更届		提出図書類の追加時及び変更時	
報告書	異常報告書 等	施設、設備等の異常時 等	
創意工夫に係る調書		運営上の工夫点	必要に応じて提出
要求書	改善要求書 等	施設、設備、施設等の改善要求時等	
提案書		設備、業務等について提案しようとする時	
申請書	機能再確認申請書、 契約解除申請書 等		
協議書	契約変更協議書、 機能再確認協議書 等	協議事項が生じた時	
事故報告書	事故報告書(第一報) 事故報告書(詳細)	事故・災害が発生した時	必要に応じて提出
業務完了届		業務委託料の支払いを受けようとする時	
施設機能確認報告書			
瑕疵担保誓約書			
業務完了報告書			業務終了時に提出
施設機能確認報告書			

※日報、月報、年報等の記録については、委託者の指示する項目以外に必要な項目についても記録し、水資源再生センターにおいて保管すること。なお、委託者の要求があった場合は提示又は提出すること。

※上表にないものは、類似図書を利用して提示若しくは提出し、又は、委託者と受託者で協議し定める。

(2) 事故報告要領

事故・災害が物損事故、人身事故、大小に関わらず、速やかに事故報告書(第一報及び詳細)を提出すること。また、国土交通省が定める事故・災害が発生した場合は、別途報告書を作成し提出すること。

(ア) 事故報告

本業務の事故報告における事故の区分

区 分	内 容
1 労災事故	業務(関連業務を含む。)の実施が起因して関係者が死亡又は負傷した事故をいう。この場合における負傷とは、その程度を問わずすべての負傷をいう(以下同じ。)
2 物損事故	業務(関連業務を含む。)の実施が起因して資産を損傷した事故をいう。この場合における損傷とは、その程度を問わずすべての損傷をいう(以下同じ。)
3 もらい事故	業務(関連業務を含む。)関係者以外の第三者の行為が起因して、業務の関係者が死亡又負傷した事故あるいは資産を損傷した事故をいう。
4 死傷公衆事故	業務(関連業務を含む。)の実施に関連する作業が起因して当該業務の関係者以外の第三者が死傷した事故をいう。
5 物損公衆事故	業務(関連業務を含む。)の実施に関連する作業が起因して、第三者の資産を損傷した事故をいう。
6 その他重大事故	上記に該当しないが、市民生活等に支障を来たすなど社会的な問題となると思料される事故等で、報告することが適当と考えられる重大事故をいう。
7 その他	上記に該当しない事故をいう。

(様式)

年 月 日

(報告者)

所 属

氏 名

連絡先

(電話番号)

事故報告書(第一報)

業務委託名		
受託者名		
業務監理責任者名		
現場責任者名		
事故発生日時	年 月 日 時 分頃	
事故発生場所	大分市	
事故等の区分	<input type="checkbox"/> 労災事故 <input type="checkbox"/> 物損事故 <input type="checkbox"/> もらい事故(死傷・物損) <input type="checkbox"/> 死傷公衆事故 <input type="checkbox"/> 物損公衆事故 <input type="checkbox"/> その他重大事故 <input type="checkbox"/> その他 ※該当するものにすべて「レ」を入れること。	
事故の状況		
被災者等	氏 名	
	性別・年齢	男性 ・ 女性 歳
	被災の状況	
	措置状況	
その他(二次災害防止の応急措置等)		

(様式)

年 月 日

(報告者)

所 属

氏 名

連絡先

(電話番号)

事故報告書(詳細)

第 報

委託概要	業務委託名	
	業務場所	大分市
	受託者名	
	契約日	
	契約金額	
	履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
	委託概要	
事故状況	事故発生日時	年 月 日 時 分頃
	事故等の区分	<input type="checkbox"/> 労災事故 <input type="checkbox"/> 物損事故 <input type="checkbox"/> もらい事故(死傷・物損) <input type="checkbox"/> 死傷公衆事故 <input type="checkbox"/> 物損公衆事故 <input type="checkbox"/> その他重大事故 その他 ※該当するものにすべて「 <input type="checkbox"/> 」を入れること。
	事故の状況 及び原因	
被災者等	所 属	
	住 所	
	氏名(性別・年齢)	(男性 ・ 女性 歳)
	電話番号	
	傷病名	
	診断病院名	
	物損の状況	

<p>警察署への 対応状況</p>	<p>通報 有(/)・無 対応(見解)</p>
<p>労働基準監督署 への対応状況</p>	<p>通報 有(/)・無 対応(見解)</p>
<p>その他関係機関 への対応状況</p>	<p>()への通報 有(/)・無 対応(見解)</p>

(注)「警察署・労働基準監督署・その他関係機関への対応状況」欄は、労災事故等の発生について警察署、労働基準監督署、その他関係機関に報告を行った場合に記入すること。ただし、事故報告書(詳細)提出後に見解が示された場合は、見解を記入のうえ提出すること。

(様式)

年 月 日

(報告者)

所属

氏名

連絡先

(電話番号)

事故・災害再発防止対策会議報告書

1 業務委託名	
2 委託場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 会議開催状況	
(1) 開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
(2) 開催場所	
(3) 参加者 所属、氏名	
(4) 会議の内容 ア 事故・災害の 発生状況	
イ 事故・災害 の発生原因	
ウ 今後の事故・災害 の再発防止対策	

(注)

1. 「参加者」欄には、会議参加者全員の氏名を所属ごとに記入すること。
2. 「事故・災害の発生状況」欄は、事故・災害の発生日時、発生場所、作業工程、発生の経緯等を記入すること。
3. 会議開催状況の写真を添付すること。
4. 会議において配布等した資料があればその写しを添付すること。
5. 任意の様式を使用する場合は、当該項目を全て満たしていること。
6. ここでいう「災害」は、「人為的災害」をいう。

(イ) 国土交通省への事故・災害報告

次に掲げる事故・災害が発生した場合、国土交通省が定める様式により報告を要するため、別途報告書を作成の上、委託者に提出すること。なお、様式は別途指示する。

① 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・ 災害発生時における下水道施設の点検・被害の状況報告
また、この場合は、速やかに処理場等の点検を開始するとともに、次の時点で委託者に報告すること。
- ・ 地震発生直後：処理場等の点検を開始した旨の報告
及び既に被害が発生している場合はその報告
- ・ 点検中適時：国土交通省より報告時間の指定があった場合
又は委託者が求めた場合、その時点の点検状況の報告
- ・ 点検終了後：点検結果の報告(被害がない場合はその旨の報告)

② 風水害、その他自然災害により処理場等に被害が発生した場合

- ・ 災害発生時における下水道施設の点検・被害の状況報告

点検・被害の状況報告様式(水資源再生センターの例)

点検・調査の実施状況、被害状況、対応状況等を
随時記載してください。

施設種別	市町村・施設名称	施設施設名	点検・調査の実施予定		点検完了見込み	雨水作業の件数 ①箇所 ②箇所	①汚濁の場合 排水ポンプ無し(施設ポンプ)設置状況		汚濁の有無 ①有 ②無	漏水の有無 ①有 ②無	被害状況、対応状況等	
			点検実施状況 ①点検済み ②点検予定 ③点検実施済み	点検実施予定 ①点検済み ②点検予定 ③点検実施済み			規模及び件数	作業区分及び稼働状況			被害状況等(必要項目が必要な箇所) ※点検実施完了した場合は、その旨にも記載してください。	左記に対する対応状況等 ※水質検査への対応について記載してください。
処理場	〇市	〇〇浄化センター	②点検予定(標準済み)	—	〇月〇日完了見込み	①箇所	〇m ³ /min×〇台	汚濁一時の浸水確認(汚濁設備内排水作業中の稼働停止)	①有	②無	浸水により処理機能が停止。	施設ポンプの設置が完了し、排水機能を確保。水質検査への対応完了。

被害が確認された場合、復旧見込み、被害規模等を
作成時点で可能な範囲で記載してください。

様式1

復旧見込み (復旧開始日)	復旧見込み、被害規模等		被害が確認された場合、復旧見込み、被害規模等を 作成時点で可能な範囲で記載してください。		
	汚濁発生 (汚濁発生)	漏水発生 (漏水発生)	汚濁発生 (汚濁発生)	漏水発生 (漏水発生)	被害が確認された場合、復旧見込み、被害規模等を 作成時点で可能な範囲で記載してください。
〇月〇日 〇時〇分	〇〇(汚濁発生)	〇〇(漏水発生)	約〇A(約〇時間)	汚濁発生(汚濁発生) 漏水発生(漏水発生)	汚濁発生(汚濁発生) 漏水発生(漏水発生)

- ③ 下水道の維持管理において水質等事故又は人身事故が発生した場合
- ・ 下水道の維持管理における事故(水質又は人身)の報告

維持管理事故の報告様式(例)

(水質事故)

(人身事故)

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (令和 年 月 日 時 分 現在)
 担当: _____ 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																
都道府県名	事業者	事業種別: <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 準公共下水道 <input type="checkbox"/> 特種下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水道 <input type="checkbox"/> その他															
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ・放流先河川名(流域名) <input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																
施設損傷について	施設・設備名: _____ 供用年数 年/耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)																
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入にともない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道事業者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 関係事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																
事故等の経緯及び対応	・事故の原因 ・原因物質とその量 ・放流水質について (処理場名: _____) <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法/水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <small>※処理場名の記載については、下水道法第10条に定める水質基準が超過した場合には署名を打線します。 ※水質検査の依頼書について、採水日、計測時刻等の発生時刻、当該事故に於ける採水日、採水時刻等の項目が記入された場合は、項目を埋めてください。</small>		測定物質	計測値	基準値(下水道法/水濁法等)	採水日	備考										
測定物質	計測値	基準値(下水道法/水濁法等)	採水日	備考													
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 () <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 () <input type="checkbox"/> マスコミ対応 ()																
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																
再発防止策																	

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

都道府県名	事業者	事業種別	現在 公共下水道 流域下水道 都市下水道 その他
事故災害の状況			
発生日時			
発生場所			
罹災者	(所属・氏名)	(性別)	発生経緯及び内容(事故原因)
		(年齢)	
	従事作業		
	(被害状況)		
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 墮落・転落 <input type="checkbox"/> ② 圧死・窒息等 <input type="checkbox"/> ③ 衝突 <input type="checkbox"/> ④ 土砂崩壊 <input type="checkbox"/> ⑤ 火災・爆発 <input type="checkbox"/> ⑥ 公衆災害	<input type="checkbox"/> ⑦ 飛来・落下 <input type="checkbox"/> ⑧ 交通事故 <input type="checkbox"/> ⑨ 感電 <input type="checkbox"/> ⑩ 転倒	<input type="checkbox"/> ⑪ 切れ・こすれ <input type="checkbox"/> ⑫ 感電 <input type="checkbox"/> ⑬ その他
措置状況	(別紙添付可)		
関係官署事故調査状況	(別紙添付可)		
再発防止策			
報道等の発表等			
備考			

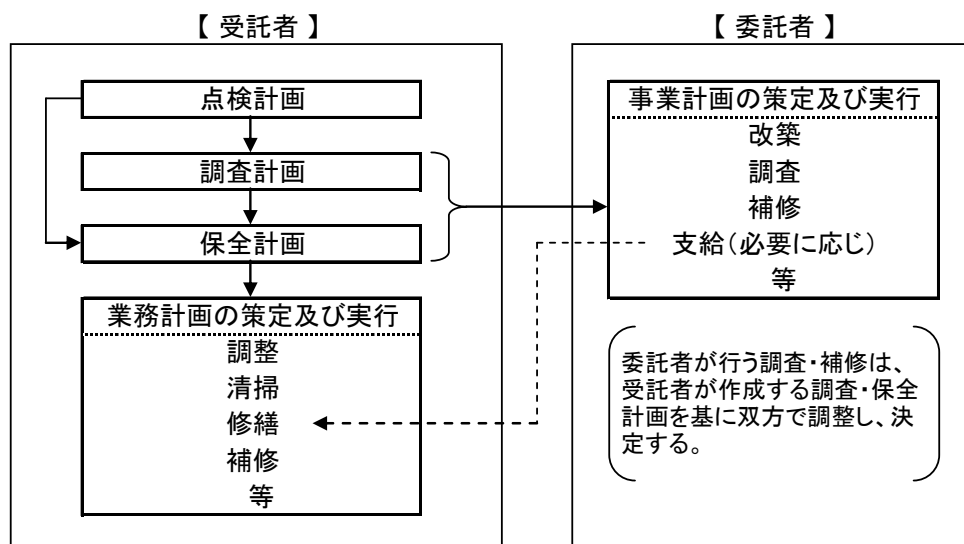
(3) 施設保全計画書作成要領

1 保全計画

管理方法の分類、点検・調査、機能確認等の結果、処理場等の適正な保守、延命化等のために必要となった対策について、なにを(対象機器・設備、施設)、いつ(実施時期)、どのように(方法等)実施するのかを定めた保全計画を策定する。また、点検・調査計画及び保全計画をまとめて「施設保全計画書」として提出すること。

また、これらの計画策定に当たっては、「下水道維持管理指針 日本下水道協会」、「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン 国土交通省水管理・国土保全局下水道部」、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 国土交通省水管理・国土保全局下水道部」及び「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部」等を参考とする。

なお、「施設保全計画書」を基に、受託者の業務計画、委託者の事業計画、各々に位置付け、処理場等の保全に必要な対策を行う。



修繕等業務及び業務計画・事業計画の関係

2 管理方法の選定

処理場等の施設及び設備等について情報の収集・整理を行い、それらの特性等を把握した上で、管理方法の選定を行う。なお、情報の収集・整理をする上で、「施設機能確認報告書」、「施設及び設備台帳」、「管理月(年)報」等が活用できる。

(1) 状態監視保全

状態監視保全は、設備の劣化状況及び動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法である。状態監視保全は、処理機能への影響度が高く、劣化状況の把握・不具合発生時期の予測が可能な設備に適用する。

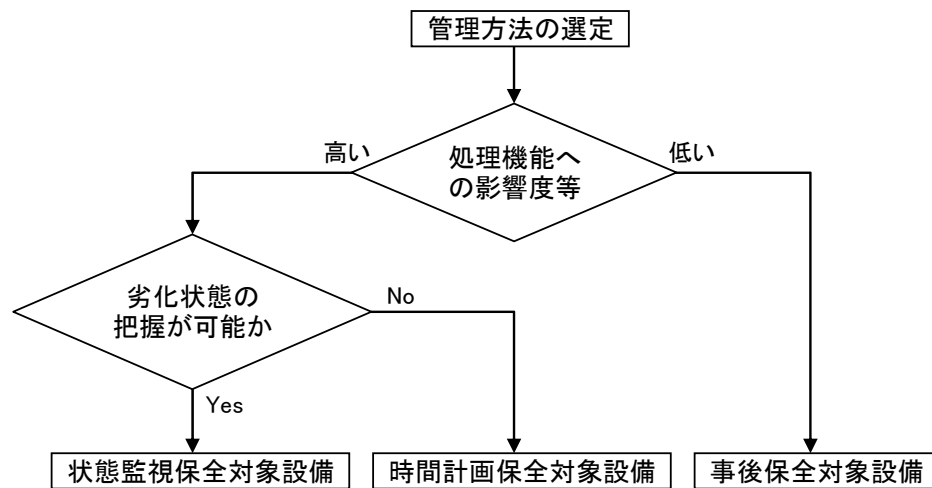
状態監視保全では、劣化状況を把握するために調査を実施していく必要があるが、その情報を蓄積・分析することにより、対策及び時期の最適化、調査周期・項目等の見直しによる調査の効率化・省力化を図ることが可能となる。

(2) 時間計画保全

時間計画保全は、各設備の特性に応じて予め定めた周期(目標とする耐用年数等)により、対策を行う管理方法である。時間計画保全は、処理機能への影響度が高く、劣化状況の把握が困難な設備に適用する。

(3) 事後保全

事後保全は、異常の兆候(機能低下等)又は故障の発生後に対策を行う管理方法である。事後保全は、処理機能への影響度等が低い設備に適用する。



管理方法の選定フロー

施設のリスク

項目	事象	リスク(事象発生による環境影響)	
ポンプ場・処理場施設	停電・施設故障による機能低下・停止	計画的維持管理で対応できるリスク	<ul style="list-style-type: none"> 下水のいつ水 放流水による公共用水域の水質悪化 下水道利用者への使用制限 周期・騒音の発生
	燃料貯留槽の破損		<ul style="list-style-type: none"> 燃料流出による火災 土壌・地下水の汚染 水域の水質汚染
	薬品等の散逸、流出		<ul style="list-style-type: none"> 放流水による公共用水域の水質悪化 人への健康障害 動植物への影響
	焼却設備等からのダイオキシン類等有害物質の排出		<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染、水質悪化 人への健康障害 動植物への影響
	有害物質の流入による活性汚泥等の死滅	計画的維持管理で対応できないリスク	<ul style="list-style-type: none"> 放流水による公共用水域の水質悪化 下水道利用者への使用制限
	地震・津波等による機能低下・停止	自然災害によるリスク	<ul style="list-style-type: none"> 下水のいつ水 下水道利用者への使用制限
	局所的大雨による異常流入		<ul style="list-style-type: none"> 流入ゲート操作やポンプ場の冠水による下水のいつ水

影響を受ける事象と影響度評価項目と考え方

影響を受ける事象		影響度評価の項目と考え方
項目	内容	
公共用水域への影響	水質汚染	【機能面】 : 施設の各機能の役割を評価する 施設の各機能において、不具合が発生した場合、事象に与える影響の大きい土木・建築・設備 【能力】 全体の処理能力に対する1系列の処理能力が占める割合 【コスト】 : 取得価格が高い土木・建築・設備
生活環境への影響	大気汚染 下水のいつ水	
生活環境への影響及び施設内労働環境への影響	騒音・悪臭の発生	
使用者への影響	下水道施設の使用制限	
	ライフサイクルコストの増加に伴う下水道使用料金の値上げ	

災害時の復旧優先度(影響度)

優先順位	影響度	対象機能
1	4	管理機能、電気(電源)機能、揚水機能、消毒機能
2	3	簡易処理機能、脱水機能
3	2	二次処理機能(反応タンク、最終沈殿池)
4	1	汚泥処理機能(脱水機能を除く)

管理方法の考え方

種別	予防保全		事後保全
	状態監視保全	時間計画保全	
管理方法	設備の状態に応じて対策を行う。	一定周期ごとに対策を行う。	異常の兆候(機能低下等)又は故障の発生後に対策を行う。
適用の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・処理機能への影響が大きいもの(応急措置が困難)に適用 ・費用への影響が大きいものに適用 ・安全性の確保が必要なものに適用 		<ul style="list-style-type: none"> ・処理機能への影響が小さいもの(応急措置可能)に適用 ・費用への影響が小さいものに適用
	劣化の予兆が測れるものに適用	劣化の予兆が測れないものに適用	
留意点	設備の劣化の予兆を把握するために調査を実施し、情報の蓄積を行う必要がある。	設備の劣化の予兆が測れないため、対策周期を設定する必要がある。	異常等の発生後に対策を行うため、点検作業が少なくてすむ。

管理方法の区分(例)

種別	予防保全		事後保全
	状態監視保全	時間計画保全	
機械設備	自動除塵機、汚水・雨水ポンプ、汚泥掻寄機(初沈、終沈、濃縮タンク)、散気装置、送風機、機械濃縮機、脱水機 など		粗目スクリーン、し渣洗浄機、し渣脱水機、コンテナ、沈砂分離機、沈砂搬出機、沈砂洗浄機、ホッパー、エリミネーター、吊上機、吸込弁、吐出弁、逆止弁、仕切弁、床排水ポンプ、可動堰、スカムスキマー、引抜弁、移送ポンプ、排水ポンプ、冷却水ポンプ、エアフィルター、ストレーナー、原水ポンプ、ろ過水ポンプ、など

電気設備		受変電設備、自家発電設備、制御電源及び計装用電源設備、監視制御設備、負荷設備、計測設備、ケーブル、配管類 など	作業用電源、雨量計、風速風向計 など
土木	躯体、外装仕上げ、内部防食 など		点検蓋、付帯設備 など
建築	躯体、外装仕上げ、屋根仕上げ など		内装仕上げ、建具、金物、付帯設備 など

※ 下水道施設の改築について(令和 4.4.1 国水下水事第 67号下水道事業課長通知)別表に定める分類

委託者が策定する下水道ストックマネジメント計画における目標耐用年数

種別	中分類	目標とする耐用年数
機械設備	沈砂設備、水処理設備 など	標準耐用年数の2.0倍
	腐食性環境の厳しい汚泥処理設備 など	標準耐用年数の1.5倍
電気設備	電気設備	標準耐用年数の2.0倍 ただし、蓄電池、UPS、通信装置、パソコン応用品は標準耐用年数の1.0倍
土木	コンクリート躯体	75年 ただし、腐食性環境下でない施設は80年
	コンクリート躯体以外	標準耐用年数の2.0倍 ただし、内部防食は標準耐用年数の1.0倍
建築	コンクリート躯体	75年 ただし、腐食性環境下でない施設は80年
	コンクリート躯体以外	標準耐用年数の2.0倍 ただし、屋根防水、屋根仕上げ、外装仕上げは標準耐用年数の1.0倍
建築機械設備	給排水衛生設備、ガス設備、空調換気設備、消火災害防止設備 など	標準耐用年数の2.5倍
建築電気設備	消火災害防止設備、照明等電気設備 など	標準耐用年数の2.5倍

※ 下水道施設の改築について(令和 4.4.1 国水下水事第 67号下水道事業課長通知)別表に定める分類

※ 標準耐用年数 : 同表の年数

下水道施設の改築について(令和 4.4.1 国水下水事第 67号下水道事業課長通知)別表(抜粋)

1.土木建築・付帯設備

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	大分類	中分類	小分類	年数 (注)										
管理棟 (処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。)	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	水処理設	共通施設	付帯設備	グレーチング	18								
			金属造	35(25)				簡易覆蓋									
	仕上	内装	床	15(10)		汚泥処理設	躯体	濃縮タンク	45	消化タンク							
			壁					貯留タンク									
			天井					洗浄タンク									
			天井					共通施設		付帯設備	内部防食	10					
			外装(壁)			18	手摺	18	グレーチング								
	屋根仕上げ	簡易覆蓋															
	塗装	10															
	防水	屋根防水	屋根防水	10		場内整備	場内道路	舗装	アスファルト	10							
			水槽防水	18					鉄筋コンクリート	15							
	建具	サッシ	サッシ						18	路盤	コンクリート製品	15					
			ドア					15			縁石						
			シャッター	場内施設							門	鉄筋コンクリート	30				
			オーバースライダ				囲			石	35						
パーテーション			18	障	金属		10										
金属物	笠木	笠木		18	手摺		鉄筋コンクリート	50									
		手摺	金属				35										
		EXP、金物	場内施設		擁壁、堤防		50										
		梯子			排水施設		25										
		タラップ			外灯												
階段	15	樋門施設	躯体	鉄筋コンクリート	50												
鉄蓋(車道部)		30	管路施設	管きよ(マンホール間)	鉄筋コンクリート		50										
鉄蓋(その他)	遠心力鉄筋コンクリート																
除砂施設	躯体	仕様			鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50		陶									
					金属造	35(25)		硬質塩化ビニル									
					揚水施設	躯体		仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	FRPM						
金属造	35(25)	鋳鉄															
共通施設	付帯設備	内部防食			内部防食				10	ダグタイル鋳鉄							
					18	手摺		50	鋼								
						グレーチング			50	コンクリート							
						簡易覆蓋				レジンコンクリート							
雨水調整池・滯水池	躯体	鉄筋コンクリート			鉄筋コンクリート	50		柵	コンクリート	50							
					汚水調整池	躯体			鉄筋コンクリート		50	硬質塩化ビニル					
水処理施設	沈殿施設	仕様			鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50		取付管	硬質塩化ビニル	50							
					金属造	35(25)					陶						
	反応タンク施設	躯体			仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50	マンホール	本体(コンクリート製)	50						
			金属造	35(25)		本体(硬質塩化ビニル製)											
	消毒施設	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	本体(レジンコンクリート製)	15										
				金属造	35(25)	鉄蓋(車道部)											
	場内管きよ設備	躯体	仕様	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	鉄蓋(その他)	30										
				金属造	35(25)	共通	内部防食	10									
	共通施設	付帯設備	内部防食	内部防食	10	管理棟 (処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。)	給排水・衛生・ガス設備	揚水ポンプ	15								
				手摺	18			電気温水器									
	共通施設	付帯設備	手摺	手摺	18			15		15	給湯ボイラ						
											衛生器具						
ガス設備																	
ガス給湯器																	
床排水ポンプ																	
給水管・水栓・排水管・ガス管																	
受水槽・高架水槽											40[15]						
空調・換気設備											温水ボイラ	温風暖房器	ダクト	15	15	15	チラーユニット
																	チラーユニット
																	チラーユニット

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	大分類	中分類	小分類	年数 (注)			
水処理設備	反応タンク設備	潤滑油装置	15	汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	洗浄水タンク(鋼板製)	35			
		冷却水ポンプ				計測ピット(鋼板製)				
		冷却塔				汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)		50		
		乾式フィルタ				汚泥等受入タンク(鋼板製)				
		湿式フィルタ			汚泥計量分配槽(鋼板製)	35				
		機械式エアレーション装置			汚泥濃縮設備		汚泥かき寄せ機	15		
		水中攪拌機				汚泥ポンプ				
		膜ユニット				浮上濃縮タンク(鋼板製)				
		回転円板				汚泥かきとり機				
		散水機				加圧タンク				
		汚泥ポンプ				空気圧縮機				
		上澄水排出装置				加圧ポンプ				
		酸素発生装置				遠心濃縮機				
		散気装置				汚泥消化タンク設備	センタードーム		10	
	膜カートリッジ	ガス攪拌装置								
	最終沈殿池	汚泥かき寄せ機	機械攪拌機	15						
		スカム除去装置	汚泥ポンプ							
		スカム分離機	脱硫装置	10						
		スカム移送ポンプ	余剰ガス燃焼装置							
		返送汚泥ポンプ	燃料タンク	15						
		余剰汚泥ポンプ	燃料ポンプ							
		テレスコープ弁	ガスホルダ							
	消毒設備	薬品貯留タンク	薬品注入機	10	汚泥洗浄タンク設備	汚泥かき寄せ機	15			
		薬品注入機	塩素ガス中和装置			洗浄ポンプ				
		塩素ガス中和装置	紫外線滅菌装置			汚泥ポンプ				
		オゾン発生装置	排オゾン処理装置		汚泥貯留設備	水中攪拌機	10			
		反応タンク(鋼板製)	反応タンク(鋼板製)			機械式攪拌機				
		用水設備	マイクロストレーナ			自動洗浄ストレーナ		20	空気攪拌装置	15
	ろ過機		自動給水装置	汚泥ポンプ						
	ポンプ		放流ポンプ設備	ポンプ本体	15					
	電動機			減速機						
	抵抗器・制御器	吐出弁								
	逆止弁	逆止弁	高度処理設備 (水処理設備に準じる。)	反応タンク設備		薬品ポンプ	15			
反応タンク設備	薬品タンク									
凝集沈殿設備	攪拌装置	15		薬品タンク		薬品タンク	15			
薬品ポンプ	薬品タンク									
急速ろ過設備	ろ過器	15	急速ろ過設備	ろ過器	15					
ポンプ	流入スクリーン									
活性炭設備	活性炭吸着塔	15	汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ	15				
	ポンプ				自動除塵機					
	再生炉				破碎機					
汚泥処理設備	スクリュウコンベヤ	15	スクリーンかす洗浄機		スクリーンかす脱水機		10			
	スクリーンかす脱水機		汚泥攪拌機							
	洗浄水ポンプ		洗浄水ポンプ		15					
	洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)		洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)				50			
	汚泥処理設備		汚泥輸送・前処理設備		汚泥ポンプ			15	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ
					自動除塵機		計測ピット(鋼板製)			
					破碎機		汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)			50
スクリュウコンベヤ		汚泥等受入タンク(鋼板製)								
貯留装置		汚泥計量分配槽(鋼板製)		35						
スクリーンかす洗浄機		汚泥かき寄せ機								
スクリーンかす脱水機		汚泥ポンプ		15						
汚泥攪拌機		浮上濃縮タンク(鋼板製)								
洗浄水ポンプ		汚泥かきとり機								
洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)		加圧タンク								
汚泥乾燥設備		汚泥乾燥機	8		空気圧縮機	15				
		蒸気ボイラ			加圧ポンプ					
		温水ボイラ		遠心濃縮機						
		熱風発生炉		センタードーム	10					
スクラバ	ガス攪拌装置									
高度処理設備 (水処理設備に準じる。)	反応タンク設備	薬品ポンプ	15	汚泥濃縮設備		汚泥かき寄せ機	15			
	薬品タンク	薬品タンク				汚泥ポンプ				
	凝集沈殿設備	攪拌装置	脱硫装置			10				
	薬品ポンプ	薬品タンク	余剰ガス燃焼装置							
	急速ろ過設備	ろ過器	15	燃料タンク	15					
	ポンプ	流入スクリーン		燃料ポンプ						
活性炭設備	活性炭吸着塔	15	ガスホルダ	8						
ポンプ	排オゾン処理装置		蒸気ボイラ							
再生炉	反応タンク(鋼板製)	10	温水ボイラ		8					
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備		汚泥ポンプ	15		熱交換器	15			
			自動除塵機		反応器					
		破碎機	汚泥ポンプ		15					
		スクリュウコンベヤ	破碎機							
		貯留装置	熱濃かき寄せ機			15				
		スクリーンかす洗浄機	加圧タンク							
		スクリーンかす脱水機	汚泥脱水設備		汚泥脱水機	15				
		汚泥攪拌機			汚泥供給ポンプ					
		洗浄水ポンプ			真空ポンプ					
		洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)			空気圧縮機					
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ	15	フライトコンベヤ	7					
		自動除塵機		ベルトコンベヤ						
		破碎機		脱水汚泥移送ポンプ	10					
		スクリュウコンベヤ		貯留装置						
		貯留装置		移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車両本体)						
		スクリーンかす洗浄機		移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車載機器)						
		スクリーンかす脱水機		汚泥乾燥設備	汚泥乾燥機	8				
		汚泥攪拌機			蒸気ボイラ					
洗浄水ポンプ	温水ボイラ	8								
洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	熱風発生炉									

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	熱交換器	8
		サイクロン	10
		バグフィルタ	
		排煙処理塔	
	汚泥焼却・熔融設備	脱水汚泥貯留装置	10
		脱水汚泥移送ポンプ	
		焼却炉	
		熔融炉	
		送風機	
		燃料供給装置	
		補助燃焼装置	
		熱交換器	
		廃熱ボイラー	
		脱硝装置	
		排煙処理塔	
		乾式電気集塵機	
		湿式電気集塵機	
		バグフィルタ	
		サイクロン	
		灰搬出機	
		バケットコンベヤ	
		フライングコンベヤ	
		スクリュウコンベヤ	
	灰ホッパ		
	スラグ生成装置		
	煙道		
	空気圧縮機		
	建設資材利用設備	貯留装置	10
		プレス機	
		焼成機	
	コンポスト設備	梱包装置	10
		切板機	
		送風機	
乾燥機			
発酵槽(鋼板製)			
振動機			

注) []内は鋳鉄製 < >内は金属製

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
汚泥処理設備	コンポスト設備	袋詰機	10
		定量供給機	
		コンベヤ	
		貯留装置	
※ 次表は全ての中分類に該当する設備、機器(装置)を示す。			
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	15[25]
		流出ゲート	
		バイパスゲート	
		連絡ゲート	
		可動堰	
	クレーン類物上げ設備	クレーン類物上げ装置	20
	配管類	送気	15[30]
		給水	
		送泥	
		排水	
		仕切弁	
		電動弁	
	脱臭設備	薬液酸化装置	10
		オゾン酸化装置	
		活性炭吸着装置	
直接燃焼装置			
酸又はアルカリ洗浄装置			
生物脱臭装置			
ポンプ類	床排水ポンプ	10	
	煙突	焼却・熔融炉用	35<15>
		ボイラ用	
焼成用			
エンジン用			
重量計	トラックスケール	10	

3.電気設備

大分類	中分類	小分類	年数 (注)		
電気計装設備	特高受変電設備	断路器	20		
		遮断器			
		変流器			
		避雷器			
		変圧器			
		接地開閉器			
		計器用変圧器			
		保護継電器盤			
		断路器盤			
		遮断器盤			
		コンデンサ盤			
		受変電設備		断路器盤	20
				遮断器盤	
	変圧器盤				
	コンデンサ盤				
	変流器盤				
	計器用変圧器盤				
	自家発電設備	低圧主幹盤	15		
		柱上開閉器	10		
	自家発電設備	発電機	15		

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
電気計装設備	自家発電設備	原動機	15	
		発電機盤		
		同期盤		
		自動始動盤		
		補機盤		
		ダミー切換盤		
		冷却水ポンプ		
		冷却塔		
		給気ファン		
		排気ファン		
		ダミーロード		
		消音器		
		空気圧縮機		
	燃料ポンプ			
	燃料タンク			
	制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤	10	
		充電器盤		
		インバータ盤		
		鉛蓄電池(長寿命型)		15
		鉛蓄電池		7
汎用ミニUPS				

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	大分類	中分類	小分類	年数 (注)
電気計装設備	負荷設備	高圧コンビネーションスタータ	15	電気計装設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10
		コントロールセンタ				シーケンスコントローラ	
		動力制御盤				現場盤	15
		回転数制御装置	補助リレー盤				
	計測設備 (運転制御に必要な機器)	流量計	10			計装計器盤	
		レベル計				監視盤	
		質量計				操作盤	
		温度計				CRT 操作卓	10
		pH 計				監視コントローラ	
		ORP 計				データロギングコントローラ	
		DO 計		テレメータ・テレコントロール装置			
		濁度計		ITV 装置	7		
		濃度計		通信装置			
		MLSS 計		パソコン応用装置			
		SV 計		ケーブル・配管類	動力線	15	
		界面計			制御線		
		水分計			計装線		
		塩素濃度計			ラック		
		COD 水質分析機器			ダクト		
		全窒素水質分析機器			電線管		
全りん水質分析機器	通信線(光ケーブル)						
排ガス分析計							
雨量計							
雨量レーダー							

3 点検・調査計画

(1) 点検計画

点検は、処理場等の機能保持のため、定期的に目視及び聴覚等により異常の有無などの状態を確認する活動である。

点検項目・方法、点検周期等をまとめた点検計画を策定し、点検者の感覚、各種計器の指示値、簡易な工具・計測器を用いて日常的に巡回点検を実施し、運転状態の日常的傾向及び異常の有無を確認し、異常がある場合は、その原因を検討し、調整及び軽微な修理・取替等日常的な管理での対応が困難な場合は、調査又は対策方法の検討を行う。

なお、日常的な管理及び調査・各種計画(受託者の業務計画及び委託者の事業計画)の精度向上のために、点検結果を継続的に記録することが重要である。

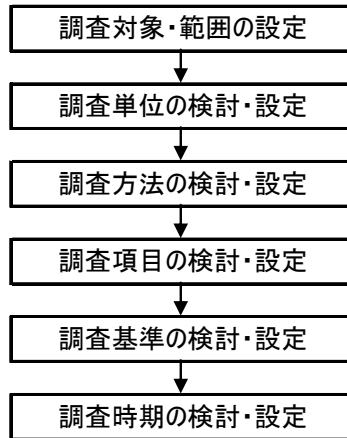
(2) 調査計画

調査は、健全度合の評価や予測のため、目視・聴覚等及び測定装置により定量的に劣化の実態及び動向を明確にする活動である。

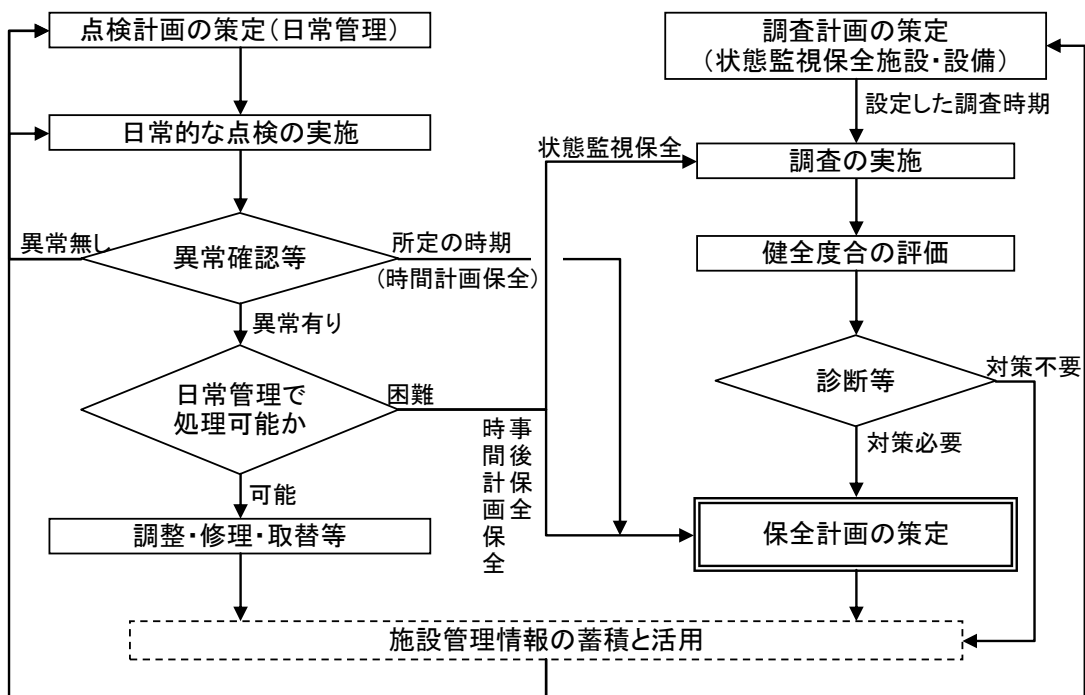
調査単位、調査項目・方法、調査周期等をまとめた調査計画を策定し、設定された調査時期又は、点検で異常が確認された場合に、調査単位ごとに劣化診断・健全度合の評価を行い、早急に対策が必要な場合は対策方法を検討する。

なお、将来予測のための寿命の設定及び各種計画(受託者の業務計画及び委託者の事業計画)の精度向上のために、調査結果を継続的に記録することが重要である。

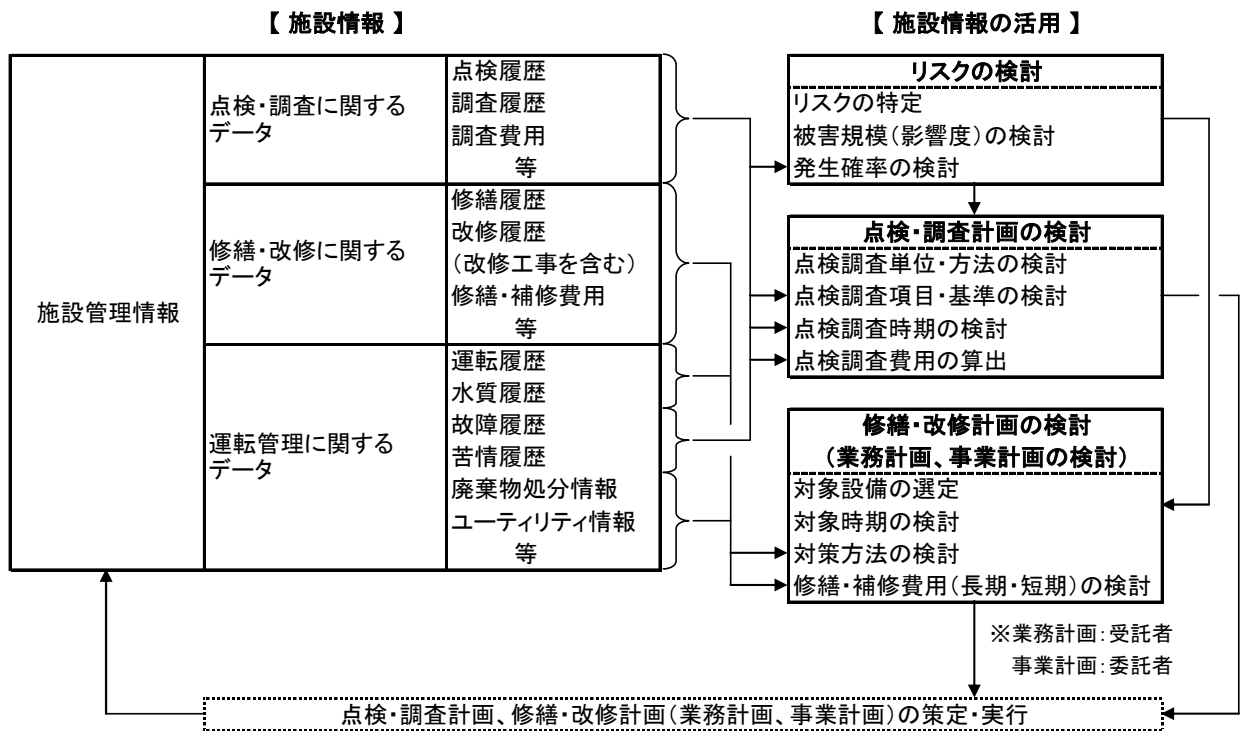
調査対象の選定に当たっては、優先度が高く、劣化状況の把握・不具合時期の予測が可能な設備(状態監視保全対象)を主に選定する。調査単位は、施設単位、設備・機器単位又は主要部品・部位単位があり、施設若しくは設備の構造及び特性等を考慮して検討する。調査時期は、リスクを踏まえ、機能低下が発生する前に実施できるように設定する。



調査計画の検討フローの例



点検・調査計画及び保全計画の関係とフロー



施設管理情報の蓄積と活用のイメージ

3. 受託者責任関連

(1) リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		条件等
			委託者	受託者	
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		
		受託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○	
		本委託に関する予算の議決が得られない場合	○		
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○		
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○	
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○	
		受託者の委託範囲において、受託者の行う業務に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等による場合	△ (浸水)	○	
		上記以外のもの	○		
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○		
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○	
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○	
		上記以外のもの	○		
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示等によるもの	○		
		委託者の債務不履行によるもの	○		
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○	
	物価・金利変動リスク	委託期間中のインフレ・デフレ	△	○	第9章第66条のとおり
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	△ (天災)	受託者は、被災時の一次対応及び二次的被害の防止に努める必要がある。	

運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に 関するもの	○		
	下水の水量変動リスク	施設能力以下の場合の水量変動に伴う変動費の増減		○	
		施設能力超過の場合の水量変動に伴う変動費の増減	○	△	受託者は、最大限の対応運転に努める必要がある。
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○		
		上記以外の経費の増加		○	
	修繕等業務費の増大リスク	保守点検が不十分な場合又は過失等、受託者の責めによる補修費の増大		○	
		上記以外によるもの	○		
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○		
		上記以外のもの	○	○	

※ 上記以外については、委託者及び受託者双方で協議して定める。

(2) 流入水量及び流入水質

対象施設		受託者の責任範囲
流入水量	汚水処理施設	晴天時における『4.業務内容関連 (1)業務対象施設一覧表』の施設能力に示す水量以下
	雨水排水施設	『4.業務内容関連 (1)業務対象施設一覧表』の施設能力に示す水量以下
流入水質	汚水処理施設	BOD(生物化学的酸素要求量)250mg/l 以下 SS(浮遊物質)250mg/l 以下

※ ただし、施設能力を超過した水量又は水質の流入があった場合であっても、第47条の基準を遵守するため最大限の対応をしなければならない。

(3) 目標処理水質基準及び目標汚泥性状基準

目標処理水質基準			評価の対象とする検査	
項目	基準値	単位	処理場計測値	外部機関による法定検査値
化学的酸素要求量	10	mg/l	1回/週の現場分析値	2回/月の分析値
大腸菌数	2	CFU/ml	—	2回/月の分析値
全窒素濃度	25	mg/l	自動計測器の週平均値	2回/月の分析値
全りん濃度	1	mg/l	自動計測器の週平均値	2回/月の分析値
透視度	100	度	2回/日の現場分析の週平均値	—
浮遊物質量	4	mg/l	1回/週の現場分析値	2回/月の分析値
生物化学的酸素要求量	5	mg/l	—	2回/月の分析値

目標汚泥性状基準			搬入先	評価の対象とする検査 (処理場計測値)
項目	機種	基準値		
脱水汚泥 含水率	ベルトプレス脱水機	74.5%	下水汚泥燃料化施設	毎日検査の週平均値
		75%	下水汚泥燃料化施設以外	
	スクリーンプレス脱水機	74.5%	下水汚泥燃料化施設	
		75%	下水汚泥燃料化施設以外	

(4) 遵守処理水質基準及び遵守汚泥性状基準

遵守基準においては、全ての計測値を評価の対象とする。

遵守処理水質基準				
項目	基準値 ():日間平均	単位	法令名 (最上位法令)	評価の対象とする検査
化学的酸素要求量	30(20)	mg/l	上乘せ排水基準 (H14改正県条例第60号)	①外部機関による検査値 ②1回/週の現場分析値
	902.4	kg/日	総量規制基準 (H24.5.1.施行)	施行規則第9条の2第1項に定める測定手法による検査値
浮遊物質量	40	mg/l	下水道法施行令第6条 第1項技術上の基準 (標準活性汚泥法)	①外部機関による検査値 ②1回/週の現場分析値
生物化学的酸素要求量	15	mg/l		①外部機関による検査値
大腸菌数	800	CFU/ml		①外部機関による検査値
全窒素	120(60)	mg/l	水質汚濁防止法 一律排水基準 (S46総理府令第35号)	①外部機関による検査値 ②自動計測器値
	1,353.6	kg/日	総量規制基準 (H24.5.1.施行)	施行規則第9条の2第1項に定める測定手法による検査値
全りん	16(8)	mg/l	水質汚濁防止法 一律排水基準 (S46総理府令第35号)	①外部機関による検査値 ②自動計測器値
	135.3	kg/日	総量規制基準 (H24.5.1.施行)	施行規則第9条の2第1項に定める測定手法による検査値
その他	水質汚濁防止法、下水道法施行令第6条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 (昭和47年大分県条例第46号)			

遵守汚泥性状基準			搬入先	評価の対象とする検査 (処理場計測値)
項目	機種	基準値		
脱水汚泥 含水率	ベルトプレス脱水機	75%	下水汚泥燃料化施設	①外部機関による検査値 ②毎日検査の週平均値
		78%	下水汚泥燃料化施設以外	
	スクリーンプレス脱水機	75%	下水汚泥燃料化施設	
		78%	下水汚泥燃料化施設以外	

①外部機関による検査値:委託者、受託者又は行政機関が、環境計量証明事業登録機関又は公の試験研究機関に委託する各種検査結果値

4. 業務内容関連

(1) 業務対象施設一覧

施設 の 名 称	施設 の 位 置	概 要
【 水資源再生センター 】		
宮崎水資源再生センター	大字宮崎 35 番地	〔水処理施設〕 標準活性汚泥法 処理能力(6系列) 45,120 m ³ /日 (次の条件の時) 水理学的滞留時間(HRT)=8.0 流入:この章 3(2)流入水質値 放流:この章 3(4)遵守処理水質基準値
		〔汚泥処理施設〕 分離濃縮・機械脱水方式 スクリーンプレス脱水機 773 kg・DS/時 1台 (脱水汚泥含水率 75%の時) スクリーンプレス脱水機 710 kg・DS/時 1台 (脱水汚泥含水率 75%の時)
【 ポンプ場 (汚水) 】		
小野鶴汚水中継ポンプ場	大字小野鶴字上河原 780	送水能力 (予備機を含む) 13.5 m ³ /分
【 ポンプ場 (雨水) 】		
片島雨水排水ポンプ場	大字片島字尻込	排水能力 1,080 m ³ /分
光吉雨水排水ポンプ場(予定)	大字光吉	排水能力 556 m ³ /分
【 マンホールポンプ施設 】		
上宗方マンホールポンプ施設	大字上宗方	送水能力 0.804 m ³ /分
下宗方マンホールポンプ施設	大字下宗方 614 番地先	送水能力 0.486 m ³ /分
雄城台マンホールポンプ施設	大字上宗方地先 (雄城台団地)	送水能力 0.1 m ³ /分
ふじが丘北マンホールポンプ施設	光吉ふじが丘北 20 番地先 (ふじが丘団地)	送水能力 0.41 m ³ /分
寒田西寒多苑マンホールポンプ施設	寒田 1554 番地先	送水能力 1.3 m ³ /分
曲マンホールポンプ施設	大字曲	送水能力 0.3 m ³ /分
寒田マンホールポンプ施設	大字寒田	送水能力 0.8 m ³ /分
下田尻マンホールポンプ施設	下田尻	送水能力 0.57 m ³ /分
サントピア西寒多マンホールポンプ施設	大字寒田	送水能力 0.612 m ³ /分
松ヶ丘マンホールポンプ施設	大字上宗方	送水能力 0.169 m ³ /分

木ノ上マンホールポンプ施設	木上	送水能力	0.41 m ³ /分
曲第2マンホールポンプ施設	大字曲	送水能力	0.398 m ³ /分
内植田マンホールポンプ施設	大字木上	送水能力	0.21 m ³ /分

<補足事項>

1. ポンプ場(雨水)及び樋門又は樋管の操作訓練を年1回以上行うこと。
2. 片島雨水排水ポンプ場及び羽田樋管並びに光吉雨水排水ポンプ場及び光吉排水樋管については、毎月1回以上点検を行うこと。ただし、出水期(6月～10月)の点検は月2回以上行うこと。
3. 宮崎水資源再生センターの通常時の放流先は旧寒田川とし、洪水時は寒田川に切替えること。

(2) 水質試験・汚泥性状試験一覧

ア 流水の法定水質分析項目と回数

水質汚濁防止法、下水道法施行令第6条及び第12条、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年大分県条例第46号)に基づく。

イ 運転状況把握のための分析項目と回数

(宮崎水資源再生センター)

採取場所 項目	流入水	放流水	最初沈澱池 流入水	最初沈澱池 流出水	エアレーション タンク	返送汚泥	濃縮汚泥	最初沈澱池 引抜汚泥	脱水汚泥	分析回数
水温	○	○			○					毎日2回以上
透視度	○	○								毎日2回以上
COD	○	○		○						週1回以上
pH	○	○			○					毎日2回以上
MLDO					○					毎日1回以上、ただし 定期分析時は3回以上
SS	○	○	○	○						週1回以上
蒸発残留物	○	○								月2回以上
強熱残留物	○	○								月2回以上
SV30					○	○				毎日2回以上
MLSS					○	○				毎日1回以上、ただし 定期分析時は3回以上
MLVSS					○	○	○			週1回以上、ただし 濃縮汚泥は月2回以上
残留塩素		○								毎日2回以上
固形物濃度							○	○		毎日
含水率								○		毎日
検鏡					○					毎日

(3) 臭気試験一覧

(宮崎水資源再生センター)

採取場所 項目	入口・出口 脱臭施設(ポンプ場合含む)	重力濃縮槽	機械濃縮槽	混合槽	脱水機本体	沈砂池	最初沈澱池	ホッパー	その他発生源	分析回数
硫化水素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年4回以上
アンモニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年4回以上
メチルメルカプタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年4回以上
酪酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年4回以上
アセトアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年4回以上
差圧測定 脱臭ファン、活性炭等	○									年4回以上
薬液状況 pH、残留塩素	○									年4回以上
水分状況	○									年4回以上

(補足事項)

項目	測定方法	測定下限値	参考 左記下限値が測定可能な測定器具
硫化水素	ガス検知管方式	0.1ppm～	ガステック社製(4LT)
アンモニア		0.5ppm～	ガステック社製(3L)
メチルメルカプタン		0.1ppm～	ガステック社製(70L)
酪酸		0.325ppm～	ガステック社製(81L)
アセトアルデヒド		1ppm～	ガステック社製(92L)
水分状況	臭気管および脱臭装置等の目視による水分状況検査		

(4) 処理場等施設外観目視点検

処理場等のコンクリート構造物や鋼構造物の屋外及び屋内、室外及び室内、槽(池)外及び槽(池)内において、耐久性の低下となる要因(硫化水素に起因した硫酸による腐食、塩害、凍害、アルカリ骨材反応、有機酸による腐食、オゾン・塩素等による腐食など)、兆候等を目視、触感による調査、報告を行う。

項目	内容	調査場所	調査回数
外観目視点検	損壊・腐食状態の調査	処理場等施設	年1回以上

硫酸によるコンクリート腐食に対する点検と留意事項

点検分類	点検記録項目	点検時期/頻度	備考
日常点検	①コンクリート躯体の表面状況 硫黄の析出・付着、コンクリート腐食生成物の付着による変色、ざらつきの有無 ②コンクリート防食被覆層の状況 硫黄の析出・付着、硫酸による変色、浮き、膨れ、剥離の有無 ③開口部蓋周辺の状況 硫黄の析出・付着、コンクリート腐食生成物の付着の有無	日常の機器点検などの 覆蓋の開口時に目視、 指触等の簡易点検 月に1～2回程度	コンクリートの腐食のほか、予兆の有無の確認
	①コンクリートの腐食環境 硫化水素臭等の有無、槽内気層部躯体表面の湿乾状況		
定期点検	①コンクリート躯体の表面状況 硫黄の析出・付着、コンクリート腐食生成物の付着による変色、ざらつきの有無、付着物表面及び付着物除去後のコンクリート躯体表面pH ②コンクリート防食被覆層の状況 硫黄の析出・付着の有無、付着物除去後の硫酸による変色、浮き、膨れ、剥離の有無、付着物表面及び付着物除去後の表面pH	季節変動を考慮して、四季毎に1回程度 (年4回) 槽内水層部は年次点検時	コンクリートの腐食のほか、予兆の有無の確認
	①コンクリートの腐食環境 水温、気層部温度、H ₂ S ガス濃度の簡易測定(検知管)		

(5) 処理場等機械・電気設備保守点検標準

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整、及び記録等の作業。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。主として、測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

ウ 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業。

エ 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、錆及び臭気、音により正常か否かを判断する作業。

オ 触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等より正常か否かを判断する作業。

カ 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

キ 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否かを測定計器(温度計、振動計、回転計等)を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

ク 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

ケ 点検清掃作業

機器の点検掃除及び消耗品交換作業、部分的な塗装の剥離部の補修塗装。

コ 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。必要により計算を行って、機器の状態を判断する。

【処理場、ポンプ場】（機械設備）

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
沈砂池設備	ゲート	手動式	1. 開度確認 2. 油量の確認(油圧式)	1. 作動確認	1. 作動確認(開閉時間の測定と電流値の確認を含む) 2. ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1. リミットスイッチ等の作動確認
		電動式				1年	1. 油の劣化状況の確認(油圧式)
		油圧式					
		自動降下式					
	除塵機械	手掻きバースクリーン	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動の確認 2. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認	1. チェーンの張り確認 2. グリスの補給、チェーンへのオイル補給	6ヶ月	1. ワイヤロープの伸び、リミットスイッチの作動確認
		連続式自動除塵機				1年	1. チェーン、シャーピン、スプロケットホイールの摩耗状況の測定 2. 減速機潤滑油の交換
		間欠式自動除塵機					
		ロープ懸垂形					
		ロープ台車形					
	除砂機械	Vバケットコンベヤ式	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動の確認	1. 停止機器を稼働させて駆動部、チェーンバケットの損傷の確認	除塵機械に準じる	除塵機械に準じる	
		サンドポンプ式	1. 電流値、揚砂状況、揚砂後のし渣などの絡みの清掃			1年	<サンドポンプ式> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換 3. 本体の損傷確認
		噴射式揚砂装置	【加圧水ポンプ】 1. 電流値、圧力、異音、振動、油量、揚砂状況の確認		用水設備に準じる	1年	【集砂ノズル】 1. 集砂ノズルの摩耗の確認 【加圧水ポンプ】 用水設備に準じる
スクリュ式沈砂掻き寄せ機		1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 揚砂状況の確認		1. グリスの補給	1年	1. 潤滑油の交換	
洗浄装置	フライトコンベヤ式	1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 洗浄水、攪拌空気など運転状態の確認	1. 作動の確認	除塵機械に準じる	除塵機械に準じる		

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
沈砂池設備	洗浄装置	攪拌槽式	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 洗浄槽の水位など運転状態確認	1. 作動の確認	除塵機械に準じる	除塵機械に準じる。		
		ドラム回転式	1. モータの電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 洗浄状況の確認					
	搬出機械	フライトコンベヤ	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. ベルトコンベヤのベルト損傷、蛇行の確認 3. ベルトコンベヤのローラの確認	1. 停止機器を稼働させて、走行状態、ローラの回転状態、ワイヤーの損傷確認	1. ベルト・チェーンの張りの確認 2. グリスの補給	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認	
		ベルトコンベヤ				1年	1. チェーン、シャーピン、スプロケットホイールの摩耗の測定 2. 潤滑油の交換	
		スキップホイスト						
		スクリーコンベヤ						
	貯留ホッパ	油圧開閉式	1. スクリーンかす、沈砂の貯留状況、全閉状況、油圧、油面の確認			1年	1. リミットスイッチの作動確認 <油圧開閉式> 1. 潤滑油の交換(適宜)	
		パワーシリンダ式						
		スライドゲート式						
	主ポンプ設備	ポンプ	立軸斜流ポンプ	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認	<立軸斜流、渦巻斜流ポンプ> 1. 軸受温度の測定 2. グランドパッキン、メカニカルシールの確認	6ヶ月	<立軸斜流、渦巻斜流ポンプ> 1. グリス交換 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認	
立軸渦巻斜流ポンプ			1年			<水中汚水ポンプ> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換		
水中汚水ポンプ								
ポンプの駆動装置		電動式	固定速	1. 電流値、異音、温度の確認		6ヶ月	1. ブラシ、スリップリングの摩耗の確認及びブラシの清掃	
			巻線形 カゴ形					
		可変速	巻線形 カゴ形					
		ディーゼル機関		1. 振動、油漏れ、ボルトのゆるみの確認		自家発設備に準じる	自家発設備に準じる	
バルブ		仕切弁	手動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給
			電動式					
	蝶形弁	手動式						
		電動式						

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検					
					1週間	1ヶ月	その他			
主ポンプ設備	バルブ	逆止弁	スイング式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給		
			フラップ式							
	天井クレーン	手動式			1. 作動確認	定期自主点検表に準じる (クレーンなど安全規則準拠)	1年	定期自主点検表に準じる (クレーンなど安全規則準拠)		
		電動式								
最初沈殿池設備	汚泥掻き寄せ機	チェーンフライト式	一階層	一連駆動	1. チェーン、フライト、シューの損傷の確認 2. 異音、振動、油量の確認		1. グリスの補給 2. 電流値の測定 3. クラッチの入り切り確認 (チェーンフライト式)	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認	
				多連駆動						
			二階層	一連駆動						
				多連駆動						
		中央駆動式							数年	<チェーンフライト式> 池を空にして以下の点検を行う 1. 減速機の潤滑油交換 2. チェーンの腐食破損確認、テークアップの調整、摩耗、チェーンの伸びの測定 3. シュー、レール、ローラの摩耗状況測定 4. シャーピンの錆、損傷の確認 5. フライト取付ボルトの増し締め、割りピンの脱落の確認
		周辺駆動式								
		ミーダー形								
	スカムスキマ	パイプスキマ	手動式	電動式	1. スカム状況の確認	1. 作動確認	1. 潤滑油補給	6ヶ月	<電動式> 1. リミットスイッチ、トルクスイッチの作動確認 2. 手動、電動の切換確認 3. 開度計作動の確認	
				油圧式						
空気圧式										
円形池用スキマ										
スカム分離装置	定置式スカムカゴ式			1. 異音、振動、油量の確認	1. 作動確認					
	回転ドラム式スクリーン									
	波形スクリーン									
スカム脱水装置	スクリュープレス式			1. 異音、振動、油量の確認	1. 作動確認					
	V形プレス式									
	ブランジャープレス式									
制水扉	制水扉			1. 開度の確認		1. グリスの補給				
	可動堰									
	仕切弁(φ400mm以上)									

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
最初沈殿池設備	汚泥ポンプ	直結形	固定速	1. 異音、温度、圧力、弁開度、振動、水漏れ、電流値の確認		1. Vベルトの張り確認 2. グランドパッキン、メカニカルシールの確認	6ヶ月	1. Vベルトの摩耗損傷の確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認
			回転数制御					
		ベルト掛	固定速				1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
			回転数制御					
	自動弁	電動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給	
		空気作動式						
排水ポンプ	槽外形	直結形	1. 異常、振動、油量、電流値の確認			1年	1. グリス補給 <水中汚染ポンプ> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換	
		ベルト掛						
	水中汚水ポンプ							
エアレーション設備	散気装置	散気筒、散気板、ディスクディフューザー	固定式	1. 散気状況の確認 <水中攪拌式散気装置> 1. 電流値確認			1年	<吊り上げ式> 1. 腐食状況の確認 <固定式> 1. 腐食状況の確認 (池を空にした時) <水中攪拌式曝気装置> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換 3. 夾雑物除去
			吊り上げ式					
		水中攪拌式曝気装置						
	凝集剤注入設備 (高度処理時)			薬品受入ホップ他に準じる				
		消泡装置	可動式		1. 消泡状況の確認			
固定式								
制水扉	制水扉 (手動式)	1000mm [□] 以上		1. 開度の確認				1. グリスの補給
		1000mm [□] 未満						
	可動堰	電動式						
		油圧式						

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
送風機設備	送風機	遠心式		1. 異音、温度、圧力、振動、油量、軸受温度、潤滑油の確認 2. 電流値確認	1. 油槽面レベル確認 <高速軸浮上式> 1. 吸込フィルタ目詰り確認	1. 空気ろ過器、オイルポンプ、冷却水ポンプ他状態確認	1年	1. 振動及び騒音測定 2. 潤滑油交換 <高速軸浮上式> 1. 吸込フィルタ交換
		容積式						
		高速軸浮上式						
	自動弁	電動式	全開-全閉	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認	1年	1. グリス補給
			開度制御					
		電油操作弁		1. 油量、圧力の確認				
	潤滑油装置	自己潤滑式		1. 圧力確認 2. 漏油、油量、異常、振動の確認		1. ストレーナの切換	1年	1. 油の劣化の確認 2. 潤滑油の交換(2年) 3. ストレーナの清掃
		強制給油式						
冷却水設備			1. 異音、振動、圧力、漏油、電流値の確認			6ヶ月	1. 清掃	
空気ろ過装置	自動洗浄式(湿式)		<乾式> 1. 差圧の確認、記録 <湿式> 1. 差圧の確認、記録		1. 汚れ及びチェーン張りの確認 2. 注油	6ヶ月	<乾式> 1. チェーン、スプロケットのダスト除去、注油 2. 静圧検出用ノズルの目詰り、清掃 <湿式> 1. 沈殿物除去、油補給 2. チェーンの張り確認	
	自動巻取式(乾式)							
	ろ機自動清掃式							
	マットフィルター式							
最終沈殿池設備	汚泥掻き寄せ機	チェーンフライト式	一階層	一連駆動	1. チェーン、フライト、シユアの摩耗損傷の確認 2. 異音、振動、油量の確認	1. グリスの補給 2. 電流値の測定 3. クラッチの入り切り確認 (チェーンフライト式)	6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認
				多連駆動				
			二階層	一連駆動				
				多連駆動				
		中央駆動式						
		周辺駆動式						
		ミーダー形						
						数年	池を空にして以下の点検を行う 1. 減速機の潤滑油交換 2. チェーンの腐食破損確認、テークアップの調整、摩耗、チェーンの伸びの測定 3. シユア、レール、ローラの摩耗状況測定 4. シャーピンの鏽、損傷の確認 5. フライト取付ボルトの増し締め、割りピンの脱落の確認 <走行サイフォン式> 1. リミットスイッチ巻取装置の確認	

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検					
					1週間	1ヶ月	その他			
最終沈殿池設備	スカムスキマ	パイプスキマ	手動式	1. 作動確認 2. スカムの確認		1. 潤滑油補給	6ヶ月	<電動式> 1. リミットスイッチ、トルクスイッチの作動確認 2. 手動、電動の切換確認		
			電動式							
			油圧式							
			空気圧式							
		円形池用スキマ								
		返送汚泥ポンプ			汚泥ポンプに準じる					
	汚泥ポンプ	渦巻ポンプ		固定速	1. 異音、温度、圧力、弁開度、振動、水漏れ、電流値の確認	1. 同左、但し、停止中の機器を稼働させての作業を含む	1. 軸受温度の測定 2. ベルトの張り確認 3. グランドバックキンの確認	6ヶ月	1. ベルトの摩耗損傷の点検 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認	
				回転数制御						
		無閉塞形及び吸込スクリーper形	直結型	固定速						1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
				回転数制御						
ベルト掛		固定速								
		回転数制御								
自動弁	電動式		1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認	1年	1. グリス補給			
			空気作動弁							
テレスコープ弁	電動式		1. 系列間の量のバランス調整 2. 作動確認							
			手動式							
消毒設備	次亜塩素酸ソーダ注入装置	ダイヤフラム形ポンプ	①手動調整形	1. 配管ラインのガス溜りの確認 2. 液位の確認 3. 注入量の確認		1. ストレーナの清掃	1年	1. 潤滑油の確認		
			②ストローク制御							
			③回転数制御							
			④②+③							
	ネジポンプ		固定速							
			回転数制御							
	インジェクタ形		手動設定形							
比例注入形										

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
用水設備	ろ過装置	砂ろ過	下向流圧力式	1. 差圧の確認		1. 本体エア抜き 2. 潤滑油量の確認 3. 差圧、逆洗の作動確認	1年	1. 砂量確認 2. 潤滑油の交換
			上向流式					
			逆洗水保有式					
			移床式上向流連続式					
		ストレーナ	マイクロストレーナ					
		自動洗浄ストレーナ						
	自動弁	電動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキン、メカニカルシールの確認	1年	1. グリス補給	
		空気作動式						
	用水ポンプ	渦巻ポンプ	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動、電流値の確認		1. グリス補給 2. グランドパッキンの調整	6ヶ月	<渦巻ポンプ、タービンポンプ> 1. グランドパッキンの調整(適宜) 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認	
		タービンポンプ						
水中ポンプ								
					1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃 <水中ポンプ> 1. 絶縁抵抗の確認 2. オイル交換		

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
オゾン設備	オゾン反応設備	オープン注入装置	散気装置	1. オゾンガス流量の確認 2. ドレンの確認		1. 排オゾン、環境オゾン濃度の確認 2. フィルタ、ゼロガス発生器の確認 3. 排ガス処理の確認	6ヶ月	1. 活性炭交換
			インジェクタ					
		反応タンク						
		排オゾン処理装置	活性炭吸着分解法					
	触媒分解法							
	オゾン発生設備	オゾン発生装置	円形多管電極型	1. 空気圧力、冷却水流量・温度、放電状態、オゾン漏れの確認 2. 異音、振動の確認 3. 電力、電流、電圧の確認		1. 発生器内水量レベルの確認 2. 油量、油漏れの確認 3. Vベルトの張り確認 4. 異音、冷媒漏れの確認	1年	1. 発生器内冷却水交換、清掃
			平板電極型					
		原料ガス供給装置	空気					
			酸素					
		冷却装置	空気式					
水冷式			一過式					
	熱交換器循環式							
	冷却塔循環式							
電源装置								

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
汚泥濃縮設備	汚泥濃縮機	重力式	汚泥掻き寄せ方式	1. 異音、振動、油量の確認 2. 電流値の確認	<ベルト式> 1. 洗浄ノズルの詰まり確認	1. グリスの補給 <ベルト式> 1. グリスの補給 2. ベルトの張り確認	6ヶ月	1. 潤滑油交換 <遠心式> 1. ベルトの張りの調整
		機械式	浮上式	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認				
			遠心式	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認				
			ベルト式	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. ベルトの損傷、蛇行の確認 3. リミットスイッチの作動確認				
	夾雑物除去装置	回転ドラム式スクリーン		1. 異音、振動の確認 2. 電流値の確認		1. 振動の確認 2. チェーン張り確認	1年	1. 潤滑油の交換
	分水扉	手動可動堰		1. 開度の確認		1. グリスの補給		
	汚泥ポンプ	無閉塞形及び吸込スクルー形	直結型	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2. グランドパッキンの確認		1. Vベルトの張り確認 2. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. Vベルトの摩耗損傷の点検 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認
ベルト掛			1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃					
自動弁	電動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認			1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給	
	空気作動式							
薬品注入装置	汚泥脱水設備の薬品関連機器に準じる							

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
汚泥脱水設備	汚泥脱水機	ベルトプレス脱水機	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認、洗浄ノズル詰まりの確認 2. チェーン、ろ布の張りの確認 3. ローラ、ろ布の回転、蛇行の確認 4. 脱水汚泥含水率、はく離の確認 5. 蛇行修正装置作動確認 6. 停止後洗浄作業	1. グリス補給	1. ローラの回転及び損傷の確認	1年 1. 減速機の潤滑油交換 2. ろ布の交換(適宜) 3. スクレーパーの調整	
		スクリープレス脱水機	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 洗浄ノズル詰まりの確認 3. 空気圧の確認 4. 電流計の指示値及び表示ランプの確認 5. 汚泥含水率の確認 6. 停止後の洗浄作業	1. チェーンオイルの補充	1. 洗浄ノズルの清掃 2. グリス補給	1年 1. 潤滑油交換 2. 計装機器の指示値補正 3. スクリースील部の損傷の確認	
	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式	1. 異音、温度、圧力、弁開度、振動、水漏れ、電流値、Vベルトの確認、流量の確認		1. Vベルトの張り確認 2. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. Vベルトの摩耗損傷の点検 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認
		無閉塞式					
		スクリー式					
						1年 1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃 <一軸ネジ式> 1. ステーターの交換(摩耗確認時)	
	薬品受入ホップ	高分子凝集剤	1. 漏れの有無の確認 2. バグフィルターの詰まり点検			1年	1. ホップ内部の損傷、スケール、異物の付着の確認
		消石灰					
	薬液貯留溶解槽	攪拌機付	1. 漏れの確認 2. 異音、油面、振動、温度、グリスの確認		1. グリス補給	1年	1. 槽内部確認 2. 潤滑油の確認
		攪拌機無					
薬品ポンプ	一軸ネジ式	1. モータ・減速機の電流値、異音、温度、振動、油漏れの確認 2. 薬品漏れの確認			1年	1. 点検清掃 2. 潤滑油の確認 <一軸ネジ式> 1. ステーターの交換(適宜)	
	ダイヤフラム式						

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検				
					1週間	1ヶ月	その他		
汚泥脱水設備	薬品定量供給機	連続定量供給装置式		1. 温度、油面、振動、異音、詰まり、グリス、油漏れ確認		1. スケール付着の確認	1年	1. 摩耗の確認 2. 潤滑油の確認	
		ロータリーバルブ式							
	汚泥流量調節弁	電動式	開度制御	1. 異音、振動、温度の確認					
	汚泥貯留槽攪拌機	縦軸型		1. 異音、振動、温度、油量、電流値の確認		1. 異音、振動、温度、漏油の確認 2. Vベルトの張り確認	1年	1. 減速機潤滑油交換	
	ろ液ポンプ			1. 異音、振動、温度、油量、漏水の確認		1. Vベルトの張りの確認 2. 潤滑油の点検	1年	1. 潤滑油交換	
	混和槽攪拌機	縦軸型		1. 異音、振動、温度、油量の確認		1. 異音、振動、温度、漏油の確認 2. ベルトの張り確認	1年	1. 減速機潤滑油交換	
	脱水汚泥搬送装置	コンベヤ	ベルト式		1. モーターの電流値の確認 2. 温度、異音、振動の確認 3. ベルトの摩耗・損傷の確認、プーリー類の回転状況確認 4. ベルトの洗浄状況の確認 5. 走行状態の確認		1. ローラの摩耗状況の確認 2. チェーンの張り確認 3. グリス補給	1年	1. 潤滑油交換 2. ローラ交換(適宜)
			スクリュー式		1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認		1. グリス補給 2. スクリュー、ケースの摩耗状況の確認	1年	1. 潤滑油交換
			シャフトレス式						
		フライト式		1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. フライトチェーンの摩耗・損傷の確認		1. フライトチェーンの張り確認 2. グリス補給	1年	1. 潤滑油交換 2. ケース摩耗確認 3. フライトチェーン張り調整	
		ポンプ	一軸ネジ式		1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認			1年	1. 潤滑油交換 2. ステーターの交換
			ピストン式		1. モーター・減速機の電流値、異音、温度、振動、油量の確認 2. 圧力の確認 3. 外観及び漏れの確認 4. 水室水量の確認		1. グリス補給	1年	1. 潤滑油、消耗品交換(適宜) (メーカー点検)
	脱水汚泥ホッパー	油圧開閉式		1. ケーキの貯留状況、油圧、油面の確認 <多連スクリュー切出式> 1. 異音、振動、油面、電流値の確認			6ヶ月	1. リミットスイッチの作動確認 <油圧開閉式> 1. 潤滑油の交換(適宜)	
パワーシリンダ式									
スライドゲート式									
多連スクリュー切出式									

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
汚泥脱水設備	自動弁	電動式	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認	1年	1. グリス補給	
		空気作動式						
	空気源装置	コンプレッサ	空気槽付	1. 異音、温度、振動、油面、圧力、電流値の確認 2. ドレン抜き 3. 冷却水の状況確認		1. ストレーナの清掃 2. 安全弁の点検 3. Vベルトの張り確認	1年	1. 潤滑油の交換 2. 摩耗状況確認
			空気槽無					
		空気槽						
用水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 多段タービンポンプ	アフタークーラ	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動、電流値の確認		1. Vベルトの張り確認 2. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. Vベルトの摩耗損傷の確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗の確認	
		ドライヤ シリカゲル式						
ホイスト	電動式		1. 外観の確認		定期自主点検表に準じる		定期自主点検表に準じる	
脱臭設備	洗浄塔	立形	一段洗浄	1. 臭気の確認 2. 薬液量及び漏れ確認 3. 流量、圧力の確認	1. スプレーノズルの目詰まり確認	1年	1. 槽内部確認 2. 槽内部点検、清掃	
			多段洗浄					
		横形	一段洗浄					
			多段洗浄					
	活性炭吸着塔	横向流式	一段式	1. 漏れの確認 2. 差圧の確認			—	
			多段式					
上向流式		一段式 多段式						
生物脱臭塔			1. 漏れの確認 2. 差圧の確認 3. pH計確認			—		
脱臭ファン			1. 異音、温度、振動、圧力、電流値の確認		1. Vベルトの張りの確認 2. グリス補給	1年	1. 羽根の損傷の確認	
薬液ポンプ	ダイヤフラム式		1. 異音、温度、圧力、振動、水漏れの確認 2. 油量の確認		1. ストレーナの清掃	1年	1. 潤滑油の交換 2. 点検清掃	
	渦巻式							

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
空気調和設備	ボイラ	鋼板製ボイラ	1. 圧力、油漏れの確認 2. 焼却状況の確認			6ヶ月	1. 焼却室及び煙管の異物付着確認	
		鋳鉄製ボイラ						
	冷却塔	冷却塔	1. 散水状況の確認					
	空気調和機	パッケージ形空調機	1. 圧力、温度、異音の確認				3ヶ月	1. 室外機の異常振動、異常運転音、油にじみ、外観の確認 2. 室内機の熱交換器の霜付き確認
		ユニット形空調機						
		小型クーラー						
		パネル形エアフィルタ					6ヶ月	1. フィルタ清掃
		自動巻取エアフィルタ						
		電気集塵器						
	ポンプ	空調用ポンプ	1. 異音、温度、圧力、水漏れ、振動の確認		1. グランドパッキンの確認		6ヶ月	1. 振動測定、カップリングゴムの摩耗の確認
		ボイラ用給水ポンプ						
		油ポンプ					1年	1. 点検清掃
	槽類	圧力容器(熱交換器等)	1. 油量の確認 2. 漏れの確認				1年	1. 点検清掃
油タンク								
鋼板製槽類								
FRP製槽類								
換気設備	送風機	送風機	1. 異音、温度、振動の確認		1. 電流値、圧力の確認	1年	<送風機> 1. 羽根の損傷の確認 2. ベアリング、グリス確認	
		換気扇						
		屋上ルーフファン						
		排煙機						
	水質試験機器	スクラバ		1. 異音、温度、振動の確認 2. Vベルトの張りの確認		1. シャワーリングの確認 2. 洗浄排液の確認	1年	1. 動作確認
		排ガス処理装置						
	風道	吹出口及び吸込口	1. 吹出口、吸込口の異物付着確認			1. ダンパの開閉確認		
ダンパ類								

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
その他の設備	重油貯蔵施設 (本体槽)		1. 貯留量の確認 <地上式> 2. 漏れの確認		1. エア抜きパイプの点検	定期自主点検表に準じる		
	床排水ポンプ	水中ポンプ	1. 作動、異音の確認		1. 排水槽の確認	6ヶ月	1. 排水槽内堆積物除去(適宜)	
						1年	<水中ポンプ> 1. 点検清掃 2. 絶縁抵抗の確認 3. オイル交換	
	配管		1. 漏れ確認					
	破砕機	配管型	水路型	1. 異音、温度、振動の確認			1年	1. 潤滑油交換 2. カッター刃の交換(適宜)
				2. 異物の除去				
	トラックスケール			1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1年	1. 零点調整 (1回/2年 メーカー点検) 2. 清掃
現場操作盤	現場操作盤		1. 異音、振動、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認			1年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆ るみの確認 2. 付属装置の機能確認 3. 特定対象機器(水中ポンプ等)の絶縁抵 抗測定	

【処理場、ポンプ場】（電気設備）

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
受変電・動力設備	電線路	架空電線路		1. 標識・保護さくの状況確認 2. 電線の高さ・他の工作物・植物との離隔距離の確認 3. 端末部の腐食損傷の確認		1年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
		地中電線路					
		母線					
	接地線	接地線			1. 端子箱の異常の確認		
	受電設備	断路器	1. 外観損傷の目視確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 異物の付着確認 2. 損傷、油もれ及び亀裂の確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. ガス圧、空気圧、油量の確認 6. 温度の確認	1年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認
		遮断器					
		受電用変圧器					
		計器用変成器					
		避雷器					
		配電盤					
		GIS					
	配電設備	PAS・段路器・遮断器・開閉器類	1. 外観損傷の目視確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 異物の付着確認 2. 損傷、油もれ及び亀裂の確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 油量の確認 6. 温度の確認	1年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認
		配電用変圧器					
		コンデンサ類					
		高圧リアクトル					
		ヒューズ類					
		保護継電器					
高調波抑制装置							
その他付属設備							
負荷設備	コントロールセンタ	1. 異音、振動、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認			1年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認 3. 絶縁抵抗測定	
	可変速制御装置						
	補助継電器・制御盤						
	電動機						
	現場操作盤						
	照明設備						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
自家発電設備	機関	ディーゼル	1. 外観の確認 2. 清掃状態の点検 3. 油漏れの点検		1. 外観の確認、保守運転 2. 損傷、油漏れ及び亀裂の確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 温度の確認	1年	1. 実負荷運転
		ガスタービン					
	発電機						
	燃料小出槽		1. 外観、油量の確認			6ヶ月	1. 水分、スラッジの有無確認
	燃料ポンプ		1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、油漏れ、振動等の確認		1. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. 振動測定 2. カップリングゴムの摩耗状況の確認
						1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	コンプレッサ 始動用空気槽		1. 圧力の確認	1. ドレンセパレータの排水	1. ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月	1. 充てん時間の確認
	減圧水槽		1. 水位の確認				
	冷却水槽						
	冷却水ポンプ		1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動等の確認		1. グランドパッキンの確認	6ヶ月	1. 振動測定 2. カップリングゴムの摩耗状況の確認
						1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	ラジエータ		1. 水温の確認				
	熱交換器						
	潤滑油冷却器		1. 油漏れの確認				
	温度調節弁		1. 外観の確認				
	給水装置	(ボールタップ等)	1. 水量の確認				
	始動用バッテリー			直流電源装置に準じる			
配電盤類	発電機盤	1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 計器及び表示灯の確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器、昇降装置の作動確認	
	自動始動盤、同期盤						
	補機盤、現場操作盤						
	ダミー負荷装置						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛	1. 電圧の確認		1. 全セルの電槽、亀裂、変形、損傷、漏液の確認 2. 電圧、温度の確認	6ヶ月	1. 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相、極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛					
		アルカリ					
		蓄電池盤					
	直流電源装置 無停電電源装置	整流器、充電器	1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 電圧、電流の確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器類の作動確認
		インバータ					
		電源分岐盤					
		切替装置					
	汎用ミニUPS						
電線路設備	架空電線路				1年	1. 外観の確認 2. 碍子の亀裂確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. ハンドホール内の点検清掃	
	地中電線路						
	ケーブル配管						
計装設備	指示計器類	指示計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認		1. ゴミ、ほこりの除去 2. 記録紙の交換 3. インク、ペン部分の清掃及び交換 4. スライド部の清掃、給油	1年	1. 零点確認 2. 清掃
		記録計					
		積算計					
		調節計					
		ループコントローラ					
		演算器					
		警報設定器					
		手動設定器					
	共通機器類	電源装置	1. 外観の確認			1年	1. 清掃
		ディストリビュータ					
		信号変換機					
		避雷器					
		現場計装盤					

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
計 装 設 備	量的計測装置	液位計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1年	1. 零点確認 2. 清掃
		界面計					
		開度計					
		流量計					
		風量計					
		重量計					
		圧力計					
		温度計					
		回転数計					
	質的計測装置	pH計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認		1. 試薬の補給 2. 電極の点検 3. 分析槽、試薬槽の洗浄 4. バルブ・配管の点検 5. 各部の清掃	1年	1. 零点確認 2. 清掃
		DO計					
		MLSS計					
		濃度計					
		残塩計					
		COD計					
UV計							
ORP計							
全リン計							
全窒素計							
その他分析計							
気象観測装置	風向	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1年	1. 清掃	
	風速						
	気圧						
	気温						
	雨量						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
監視制御設備	監視装置	監視盤	1. 外観の確認 2. 計器の異常の有無確認 3. 表示灯の異常確認			1年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		操作卓					
		計装盤、変換器盤					
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		プロセスコントローラ					
		プログラマブルコントローラ					
		シーケンスコントローラ					
	情報処理装置	中央処理装置	1. 外観の確認 2. 室温、湿度の確認			1年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		表示装置					
		出力装置					
遠方監視制御装置							
その他の制御装置							
工業テレビ							
付帯御設備	照明設備		1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1年	1. 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備						
	自動火災報知設備						
	電話設備						
	拡声器設備						
	テレビ共聴設備						
	避雷針設備						
	電気時計設備						
	街灯設備						

[マンホールポンプ施設]

設備名	機器名	分類	巡回時点検 (1回/月 以上を標準)	定期点検 (1回/年 以上を標準)
汚水ポンプ設備	着脱式水中汚水ポンプ	ボルテックスタイプ	1. 異音、振動、圧力、電流値の確認 2. 槽内の油脂、スカム状況の確認	1. 着脱装置の機能確認 2. 腐食の確認 3. 槽内の油脂、スカム状況の確認 4. 絶縁抵抗の確認 5. オイル交換
		吸込スクュータイプ		
		ノンクログタイプ		
操作制御設備	現場操作盤		1. 外観(汚損、損傷)、過熱の確認 2. 計器指示値、表示灯の確認 3. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認 4. 自動警報装置、漏電遮断器の作動確認	1. 絶縁及び接地抵抗値測定
配管設備	配管		1. 漏水、ジョイント部の確認	
遠方監視操作設備	自動通報装置	ポンプ場側	1. 異音、振動、加熱の確認 2. 破損の確認	1. 動作の確認 2. 取付け機器、プラグインのゆるみ 3. コネクタ、端子接続部のゆるみ
	中央監視装置 パソコン、電話機、FAX 等	処理場側		
計装設備	水位計	投込式圧力式		1. レベルスイッチによるポンプの作動確認 2. 指示計の零点調整
		気泡式		

定期自主点検表

1. 容器定期自主点検

項目		点検事項
本体		損傷の有無
付属品	ふたの締付けボルト	摩耗の有無
	管及び弁	損傷の有無

点検頻度： 第一種圧力容器は、1回/月以内
第二種圧力容器は、1回/年以内

2. クレーン定期自主点検(1)

(1回/月以内)

項目		点検事項
安全装置	過巻防止装置、その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具(フック、グラブバスケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤、開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

3. クレーン定期自主点検(2)

(1回/年以内)

項目		点検事項
作動試験		吊り上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動
安全装置	過巻防止装置、その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具(フック、グラブバスケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤、開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

※ 労働安全衛生法の規定に基づき、及びクレーン等安全則(昭和47年9月30日労働省令第34号)による。

4. 特定高圧ガス消費設備の定期自主点検

(1回/年以内)

項目	点検事項
事業所の境界線、警戒標等	明瞭に識別できること
保安距離	規定の設備距離を有することを確認する
配管類、弁類、安全弁、気化器等	気密試験 気密を確認する
圧力計	圧力計の目盛の精度を確認する
安全装置(安全弁等)	安全弁の性能を確認する
逆流防止装置	逆流を防止する装置であることを確認する
漏洩ガス除外装置、保護具	機能を確認する
ガス漏洩検知設備、ガス警報設備	機能を確認する
弁類	開閉方向の明示、配管類の流体の種類、流れの方向の表示を確認する

5. 地下タンク貯蔵所定期点検

事業所名			所在地				
点検対象	設置許可年月日・番号						
	危険物の種類・品名・数量・倍数						
点検実施者	危険物取扱者	所属					
		氏名					
		免状の区分			免状番号		
	上記以外の者	会社名					
		所属					
		氏名					
		立会危険物取扱者	所属				
			氏名				
		免状の区分			免状番号		
危険物保安監督員	氏名			免状の区分		免状番号	
点検年月日	年 月 日		保存期限	年 月 日			

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
上部スラブ		亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体		漏洩の有無	※注 1		
通気管等	通気管	位置、固定の適宜	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、腐食、目詰まりなどの有無	目視		
	安全弁	腐食、損傷の有無	目視		
		作動状況	取外しによる機能試験		
計測装置	自動覚知装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	圧力計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみなどの有無	目視		
		指示状況	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
漏洩検知管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	※注 2		
注入口		蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
注入口ピット		亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
		油種別表示の有無	目視		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
配管等	配管	漏洩の有無	※注3		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適宜	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	バルブ	漏洩、損傷の有無	目視		
		開閉機能の適宜	作動確認		
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂堆積、端子のゆるみなどの有無	目視		
防食電位(電流)の適否		電位計による測定			
ポンプ設備等	ポンプ	漏洩の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみなどの有無	目視及びテストハンマーなどによる。		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみなどの有無	目視		
接地抵抗の適宜		接地抵抗計による測定			
付帯設備等	囲い、床、ためます、油分離槽	損傷の有無	目視		
		滞水、滞油、土砂堆積等の有無	目視		
	建家及び付属設備	屋根、壁、開口部等の損傷の有無	目視		
		換気設備の作動状況	目視		
電気設備	配電盤、分電盤	損傷の有無、防水機能の適否	目視		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	遮断器	損傷の有無	目視		
		遮断機能の適否	作動確認		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	コンセント、配線	損傷の有無	目視		
		絶縁抵抗の適否	目視		
		防爆型機器等の機能の適否	絶縁抵抗計による測定		
	電動機	損傷の有無	目視		
		結合部のゆるみなどの有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		防爆型機器等の機能の適否	目視		
	接地	損傷、結合部のゆるみなどの有無	目視		
		接地、抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
移動タンク用 接地電極	損傷、結合部のゆるみなどの有無	目視		
	接地、抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否 及び損傷、汚損の有無	目視		
警報装置	損傷等の有無	目視		
	作動状況	作動確認		
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
蒸発防止設備	損傷等の有無	目視		
	切替弁の作動状況	目視		

注1. 検尺棒、自動覚知装置等により終業時、始業時ごとに危険物量を計ることによって、漏洩の有無を確認し記録しておくこと。

注2. 長尺棒等により確認するとともに併せて漏洩危険物の有無についても確認すること。

注3. 配管のうち地下に埋設されているものについては、点検ボックス等において確認すること。

(備考)

1. 措置内容欄に記入できない場合は、別紙に記載し添付すること。

2. 点検項目中、ポンプ設備等及び電気設備については、当該地下タンク貯蔵所の付属設備としての許可設備である場合について記入すること。

(6) 修繕等業務

受託者が行う修繕等業務のうち、受託者において必要な物品が保有または即時調達可能な修繕は次のとおりとする。

(ア) 受託者が保有または即時調達可能な物品の例を以下に示す。

- ・ 接触槽又は反応槽用の散気装置
- ・ 脱水機(ベルトプレス)用のろ布
- ・ 酸素発生装置用の調整弁類
- ・ 沈殿池の替刃式スプロケットホイールの替刃
- ・ 沈殿池のフライト及びシュー
- ・ 破碎機の替刃
- ・ 一軸式スクリュウポンプのローター及びステーター
- ・ 照明器具、電話器類
- ・ 放送器具類
- ・ 機械式圧力計、電流計、電圧計類
- ・ 換気扇及びダクト類
- ・ 換気用ファンのスプロケットホイール
- ・ 衛生器具類
- ・ 電気温水器及びガス給湯器
- ・ リレー、スイッチ類
- ・ 消防用感知器、非常用照明器具類
- ・ 消火器

- ・ 防犯用検知器類
- ・ 小口径配管弁類、配線・配管類
- ・ 部分的な床タイルや窓ガラス 等

(イ) 委託者との協議により委託者が支給する機器及び部品等による修繕

(ウ) 委託者との協議によるもの

(7) 暫定処理施設の汚泥受入業務

暫定処理施設から搬入する汚泥量等の予定を下表に示す。搬入者、搬入日等の詳細については、委託者から別途通知する。

暫定処理施設の名称	施設の位置	受入汚泥量等※		備考
		受入回数	受入量	
かたしま台処理施設	かたしま台3丁目	受入回数	168 回/年	
		受入量	622 t/年	
サンランド明治処理施設	大字横尾字太田	受入回数	16 回/年	令和9年度まで
		受入量	59 t/年	

※汚泥量及び受入回数は、水資源再生センター間で調整する場合がある。

(8) 施設の清掃業務

(ア) 処理場等のうち、建築物(附帯施設を含む)を有する施設の清掃を行う。

(イ) 前項の床、壁、窓、附帯設備(照明や空調等)などを日常的あるいは定期的に清掃を行う。

(ウ) 高所における作業では梯子を使用し、必要に応じ墜落制止用器具等を使用すること。ただし、高所作業車での外壁や窓等の作業を除く。

(エ) 処理場等の定期作業は次を標準とする。なお、その他の施設においても適宜清掃を行うこと。

① 宮崎水資源再生センター(管理棟)

清掃場所	階	床面積	現場材質	除塵・水拭き等の周期	洗淨・ワックス掛け等の周期
ホール	1	20.3 m ²	繊維床	2週ごと	
ホール	1	36.5 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
事務所	1	55.9 m ²	弾性床	1月ごと	6月ごと
水質試験室	2	56.0 m ²	弾性床	1月ごと	6月ごと
廊下	2	20.2 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
階段	2	10.4 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
便所	1, 2	14.2 m ²	硬質床	2週ごと	
その他	適宜				

② 宮崎水資源再生センター(事務棟)

清掃場所	階	床面積	現場材質	除塵・水拭き等の周期	洗淨・ワックス掛け等の周期
渡り廊下(階段含む)	2	42.9 m ²	硬質床	2週ごと	
玄関	2	3.4 m ²	硬質床	2週ごと	
廊下	2	46.7 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
湯沸室	2	5.1 m ²	弾性床	1月ごと	6月ごと
会議室	2	77.0 m ²	弾性床	1月ごと	6月ごと
便所	2	11.6 m ²	硬質床	2週ごと	
その他	適宜				

③ 宮崎水資源再生センター(電気棟)

清掃場所	階	床面積	現場材質	除塵・水拭き等の周期	洗淨・ワックス掛け等の周期
廊下	1	30.0 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
階段	1,2	15.00 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
廊下	2	20.50 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
給湯室	2	2.25 m ²	弾性床	2週ごと	6月ごと
便所	2	4.80 m ²	硬質床	2週ごと	
その他	適宜				

④ 宮崎水資源再生センター(汚泥処理棟)

清掃場所	階	床面積	現場材質	除塵・水拭き等の周期	洗浄・ワックス掛けの周期
玄関	1	31.0 m ²	硬質床	2週ごと	
階段	1~3	124.7 m ²	硬質床	2週ごと	
廊下	1	32.2 m ²	弾性床	2週ごと	
ホール	1	43.3 m ²	硬質床	2週ごと	
ホール	2, 3	79.3 m ²	硬質床	2週ごと	
湯沸室	3	5.9 m ²	弾性床	2週ごと	
管理制御室	3	121.2 m ²	弾性床	1月ごと	6月ごと
便所	1,3	31.5 m ²	硬質床	2週ごと	
その他	適宜				

(9) 緑地管理等業務

緑地管理等業務における各工種の要領は次を標準とする。なお、実施時期は、状況に応じて委託者及び受託者双方で協議の上、変更することができる。

(ア) 除草・草刈の実施回数

除草・草刈の実施回数は、年間実施回数の区分に応じて行う。

年間実施回数	1回目	2回目	3回目
2回	7月中旬～8月中旬	10月下旬～11月下旬	
3回	5月下旬～6月中旬	7月中旬～11月下旬	10月下旬～11月下旬

(イ) 樹木管理計画(参考)

工種 \ 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
樹木剪定	高木剪定	常緑樹		←→											
		落葉樹		←→											
		基本剪定							←→						年1回
	中木剪定	常緑樹						←→							
		落葉樹							←→						年1回
	低木剪定			←→											年1回
病害虫駆除		←												発生時(年2回)	
人力除草			←→			←→			←→					年3回	
機械除草			←→			←→			←→					年3回	
芝刈り			←→			←→			←→					年3回	
土壌処理剤散布			←A			←B			←C					年3回	
茎葉処理剤散布		←												年1回	

※作業時間は8時30分から17時までの間とする。

(ウ) 緑地管理業務の実施要領

1 除草・草刈

- ① 除草は、原則として人力による草取りとする。刈払機を使用するときは、刈り揃え高さは2cm以内とする。
- ② 除草した草は、速やかに片付ける。
- ③ 除草を行う際は、ごみも全て処分する。

2 高木(3m以上)の剪定

- ① 樹高の高すぎる枝、枝張りの広すぎる枝その他次のような支障となる枝は、切り詰め剪定する。
 - ・ 交通の支障となる枝(トラック、バスに支える枝、信号機・標識・カーブミラーを見えにくくする枝など)。
 - ・ 民有地に入っている枝。
 - ※ 樹木の高さ制限(建築限界) … 車道部 4.5m(3.0m), 歩道部 2.5m
 - ・ 街路灯、防犯灯などの照明の支障となる枝。
 - ※ 照明器具より1m 低い高さまで剪定する。
- ② 胴吹枝、枯枝、込枝は、剪定する。
- ③ シダレヤナギは、地際より3.5m 以上切り上げる。ただし、幼木は除く。
- ④ 上木基本剪定及び強剪定については、事前に委託者と剪定箇所を協議の上、剪定を行うこと。

3 中木(1m 以上 3m 未満)・低木(1m 未満)の剪定

- ① 中木は、原則として刈り込み剪定する。ただし、次の樹木などは切り込み剪定する。
 - ・ 成長の旺盛な樹木(アベリア、レンギョウ、ユキヤナギなど)。
 - ・ 通行の支障となる枝、民有地に接している枝。20cm以上離して刈り込む。
- ② 低木は、刈り込み線が波立たないよう、高さ40cm～50cm程度に剪定する。ただし、交差点から10m以内にあるものは高さ30cm～40cmに剪定する。
- ③ 歩行者専用道路、緑道などは、軽剪定する。

4 害虫駆除

- ① 薬剤はスミチオン乳剤を使用するものとし、1000 倍に希釈して散布する。ただし、必要に応じ、施設管理担当者の許可を得て薬剤の変更ができるものとする。
- ② 薬剤の散布量は、次の表の左欄に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量とする。

種 別	散布量
高木	4.50 リットル/本
中木	0.80 リットル/本
低木	0.1 リットル/本 (1 リットル/㎡)

- ③ 薬剤の散布は、葉の表裏、小枝の先など樹木全体に満遍なく散布すること。
- ④ 薬剤の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号)のほか次の点に注意すること。

- ・ 散布は、風のない日を選んで行うこと。また、必要に応じ、シート等で周りを囲み民家などの屋根、窓ガラス、洗濯物、門・塀などに薬剤が懸からないようにする。
- ・ 使用済み薬剤の容器や容器に残った薬剤は、法令等を遵守して廃棄すること。

5 その他

次の場合は、速やかに委託者に報告書を提出し、指示を受けること。

- ① 枯死木のほか、朽ちた支柱や結束の外れた支柱がある場合。
- ② 樹木に生育の異常や病害虫が発生している場合。

(エ) 緑地管理業務の実施内容

作業項目 \ 施設名		宮崎水資源再生センター		小野鶴汚水中継ポンプ場		片島雨水排水ポンプ場	
樹木管理	樹木剪定(下木)	年1回	4,749 本	年1回	39 本		
	樹木剪定(中木)	年1回	133 本	年1回	10 本		
	樹木剪定(上木)	年1回	912 本				
	樹木剪定(上木基本剪定)	年1回	50 本				
	樹木剪定(強剪定)	年1回	10 本				
	病虫害防駆除(下木)	年2回	4,749 本				
	病虫害防駆除(中木)	年2回	133 本				
	病虫害防駆除(上木)	年2回	962 本				
芝生管理	芝刈り	年3回	1,020 m ²	年3回	48 m ²		
	土壌処理剤散布 A	年1回	1,020 m ²	年1回	48 m ²		
	土壌処理剤散布 B	年1回	1,020 m ²	年1回	48 m ²		
	土壌処理剤散布 C	年1回	1,020 m ²	年1回	48 m ²		
	茎葉処理剤散布	年1回	1,020 m ²	年1回	48 m ²		
除草	人力除草			年3回	130 m ²	適宜	
	機械除草	年3回	3,534 m ²	年3回	99 m ²		
	機械除草(木陰を除く)						
	裸地除草剤散布						

作業項目 \ 施設名		光吉雨水排水ポンプ場		その他
樹木管理	樹木剪定(下木)			適宜
	樹木剪定(中木)			
	樹木剪定(上木)			
	樹木剪定(高木)			
	樹木剪定(上木基本剪定)			
	樹木剪定(強剪定)			
	病虫害防駆除(下木)			
	病虫害防駆除(中木)			
	病虫害防駆除(上木)			
芝生管理	芝刈り			適宜
	土壌処理剤散布 A			
	土壌処理剤散布 B			
	土壌処理剤散布 C			
	茎葉処理剤散布			
除草	人力除草	適宜		適宜
	機械除草			
	機械除草(木陰を除く)			
	裸地除草剤散布			

5. 契約変更関連

(1) 電力量料金単価基準

委託期間の各年度の4月において、下表の電力量料金単価区分に相当する小売電気事業者が定める電力量料金単価の合計値が、同表の合計値の100分の15を超えて変動し、第66条に該当する場合に限る。ただし、施設ごととする。

施設名	電力需給契約種別	電力量料金(円/kWh) (消費税等相当額を含む)	
		区分	料金単価
宮崎水資源再生センター	産業用季時別電力 A	ピーク	19.74
		夏季昼間	17.27
		その他季昼間	16.32
		夜間	15.17
		合計	68.50
小野鶴汚水中継ポンプ場	産業用季時別電力 A- I	ピーク	26.66
		夏季昼間	23.14
		その他季昼間	21.87
		夜間	15.17
		合計	86.84

※ 上表は、委託者が契約している九州電力株式会社における電力需給契約種別を示す。

※ 小売電気事業者を変更する場合は、大規模な発電容量と送配電網を有し安定した電力供給が可能な旧一般電気事業者に限る。

(2) 労務単価基準

委託期間の初年度を除く各年度の4月において、次の表に定める大分県公共工事設計労務単価または建築保全業務労務単価(福岡地区)が変動し、第66条に該当した場合に限る。

(ア) 処理場等維持管理業務

大分県公共工事設計労務単価(所定労働時間内8時間当り)	
職種名	労務単価基準額
電 工	27, 200円/人・日

建築保全業務労務単価(所定労働時間内8時間当り)	
職種名	労務単価基準額
保全技師補	21, 800円/人・日
保全技術員	21, 000円/人・日
保全技術員補	18, 200円/人・日

(イ) 清掃業務

建築保全業務労務単価(所定労働時間内8時間当り)	
職種名	労務単価基準額
清掃員 A	18,900円/人・日
清掃員 B	15,100円/人・日
清掃員 C	13,800円/人・日

(ウ) 緑地管理等業務

大分県公共工事設計労務単価(所定労働時間内8時間当り)	
職種名	労務単価基準額
造園工	25,600円/人・日
特殊作業員	26,300円/人・日
普通作業員	21,000円/人・日
軽作業員	17,400円/人・日